

八王子市文化財年報

第 18 号

令和 6 年度（2024 年度）



八王子市教育委員会

八王子市文化財年報第 18 号 令和 6 年度（2024 年度） 目次

I 管理・運営概要

1 組織（令和 7 年（2025 年）3 月 31 日現在）	1
2 文化財保護審議会	2
(1) 委員一覧	2
(2) 開催実績	3

II 事業概要

1 文化財保存活用地域計画	4
2 文化財の保存	6
(1) 現状変更	6
(2) 埋蔵文化財包蔵地に係る届出・通知	9
(3) 埋蔵文化財の発掘調査	10
(4) 報告書の刊行	24
(5) 遺物受入数量	24
(6) 確認調査一覧	25
(7) 指定文化財の保存修理に対する補助	27
(8) 指定文化財の管理に対する補助	28
(9) 指定文化財の調査	29
(10) 文化財の防災対策	31
3 史跡の整備・公開	32
(1) 八王子城跡御主殿発掘調査	32
(2) 史跡の公有地化	33
(3) 八王子城跡整備活用	34
4 文化財の活用	41
(1) 民俗芸能	41
(2) 文化財見て歩き	44
(3) その他展示・講座	46
(4) 北海道白糠町小学生交流事業	48
(5) 利用申請	48
5 日本遺産	49
(1) 桑都日本遺産センター 八王子博物館（愛称：はちはく）	49
(2) 日本遺産「桑都物語」推進協議会	52
(3) 日本遺産関連事業	53
(4) 笑顔と学びの体験活動プロジェクト	54

Ⅲ 資料

1 八王子市文化財保護条例	55
2 文化財の指定状況（令和7年（2025年）3月31日現在）	69
3 指定文化財一覧	70
4 日本遺産構成文化財一覧（令和7年（2025年）3月31日現在）	85
5 文化財関連施設入館者数	91

I 管理・運営概要

1 組織（令和7年（2025年）3月31日現在）

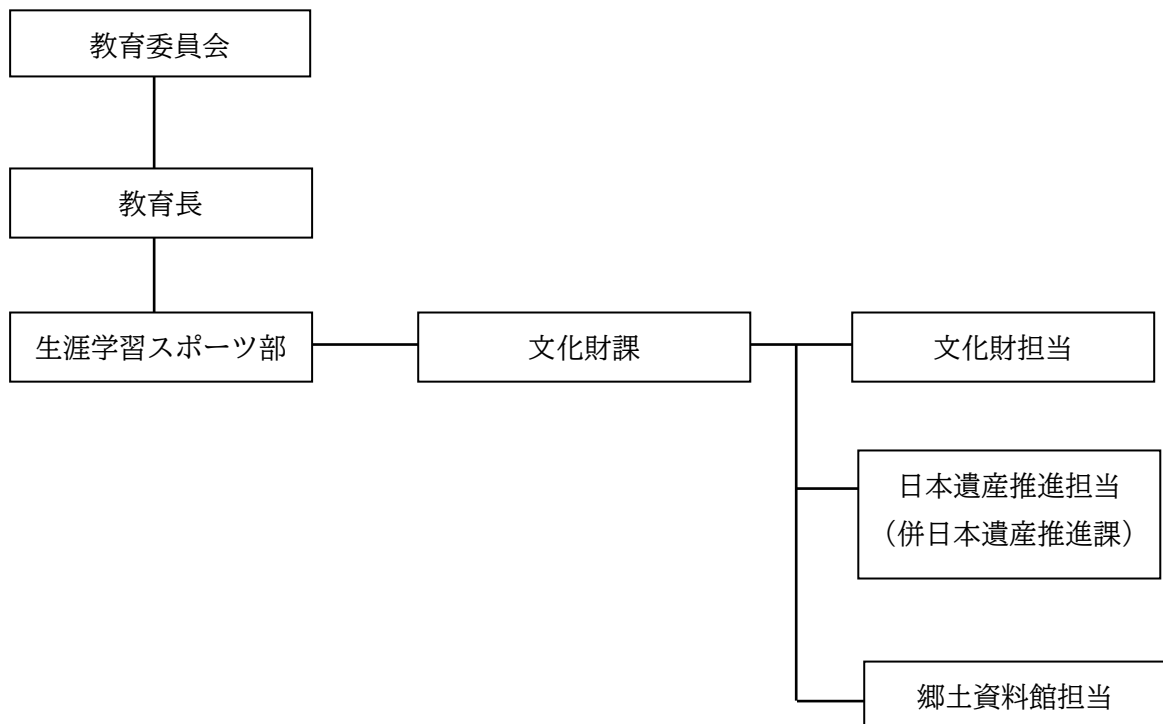
本市の文化財行政は、主として教育委員会事務局に置かれる生涯学習スポーツ部文化財課が所管している。令和6年（2024年）4月1日付組織改正により、日本遺産活用による地域活性化を目指すため、産業振興部に日本遺産推進課が新設され、日本遺産推進担当課長は日本遺産推進課長を併任し、文化財課日本遺産推進担当職員は日本遺産推進課と併任することとなった。本年報では、令和6年度（2024年度）に文化財担当と日本遺産推進担当が所管した事業等について紹介する。郷土資料館担当が所管した事業等については、別に刊行される『郷土資料館研究紀要 八王子の歴史と文化』の中で紹介する。

文化財担当の主な業務は、指定文化財の保存・活用、埋蔵文化財の保護・調査、国史跡八王子城跡ガイダンス施設の管理・運営である。

日本遺産推進担当の主な業務は、日本遺産の推進と活用である。

令和6年度（2024年度）の機構は以下のとおりである。

【文化財課機構図】



2 文化財保護審議会

八王子市文化財保護条例に基づき、八王子市文化財保護審議会が設置されている。文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、答申を行う。令和6年度（2024年度）は計3回開催した。

(1) 委員一覧

令和6年度の委員は下表のとおりである。

氏名	所属（委嘱時点のもの）	専門分野
◎ 相原 悦夫	元 八王子市市史編さん審議会 副会長	曳山美術史、社寺建築
青木 淳	多摩美術大学美術学部 教授	日本美術史
阿部 朝衛	帝京大学文学部史学科 教授	考古学
岩橋 清美	國學院大學 教授	近世史
内野 秀重	八王子市長池公園 園長	植物
○ 加藤 哲	元都立高校主幹教諭	中世史
小林 直弘	東京藝術大学 教員	日本建築史、文化財保存学
紺野 英二	立正大学文学部 特任講師	考古学
高久 舞	帝京大学文学部日本文化学科 講師	民俗学・民俗芸能研究
津山 正幹	日本民俗建築学会 幹事長	民俗建築学
西川 広平	中央大学文学部 教授	中世史
野嶋 和之	八王子千人同心旧交会 会長	郷土史
本間 岳人	立正大学文学部 特任講師	石造文化財、考古学
山本 憲佳	高尾山薬王院 信徒部長	郷土史

※任期は、令和4年（2022年）11月1日から令和7年（2025年）10月31日まで

※◎は会長、○は副会長。

(2) 開催実績

第1回

日時 令和6年(2024年)5月16日(木) 18時00分から20時00分

場所 八王子市役所 本庁舎 8階 802会議室

議題 報告事項(1) 令和6年度4月の人事異動について
報告事項(2) 令和5年度の事業報告について
報告事項(3) 八王子駅南口集いの拠点整備について
報告事項(4) ハチオウジゾウ化石資料の寄贈について
その他

第2回

日時 令和6年(2024年)9月3日(火) 18時00分から20時00分

場所 八王子市役所 本庁舎 8階 801会議室

議題 協議事項(1) 文化財の指定候補について
報告事項(1) 都旧跡「原胤敦墓」の現状変更について
その他

第3回

日時 令和7年(2025年)3月17日(月) 18時00分から20時00分

場所 八王子市役所 本庁舎 8階 805会議室

議題 協議事項(1) 八王子市指定文化財無形民俗文化財「梅坪の獅子舞」の指定区分変更について
報告事項(1) 保存等の要望がある未指定文化財について
その他

II 事業概要

1 文化財保存活用地域計画

平成30年（2018年）の文化財保護法の改正により、市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画（「文化財保存活用地域計画」）を作成し、文化庁長官の認定を受けることができるようになった。本市では既に文化財行政のマスタープランである「八王子市歴史文化基本構想」を策定していることから、同構想にアクションプランとしての要素を加えて再構成した「八王子市文化財保存活用地域計画」の作成に令和2年度（2020年度）より着手した。

令和4年度（2022年度）は、令和3年度（2021年度）に作成した八王子市文化財保存活用地域計画素案を基に、文化庁と最終調整後、文化庁の各類型の文化財調査官の確認及び関連省庁と協議を行うなど、令和4年（2022年）7月の認定を目指し作業を進め、認定申請を行った。

令和4年（2022年）7月22日付で、国の文化審議会文化財分科会の答申を経て文化庁長官の認定を受けた。都内では本市の認定が初である。

令和6年度（2024年度）は、この計画で示された文化財の保存・活用の取組状況について、進捗を調査した。

【計画の概要】

（1）計画期間

9年間（令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）まで）

（2）基本理念

わたしたちが守り育てる みんなのふるさと八王子
～「知と技」を伝える歴史文化を未来へ～

（3）基本目標

歴史文化を活かしたまちづくり

（4）基本方針

基本方針1 文化財の継続的な調査・研究

基本方針2 文化財の適切な保存・管理

基本方針3 文化財の担い手の育成・支援

基本方針4 文化財の普及・啓発・活用

基本方針5 文化財を活用したまちづくりの推進

（5）重点事業

重点事業1 調査・研究関連事業

重点事業2 日本遺産推進事業

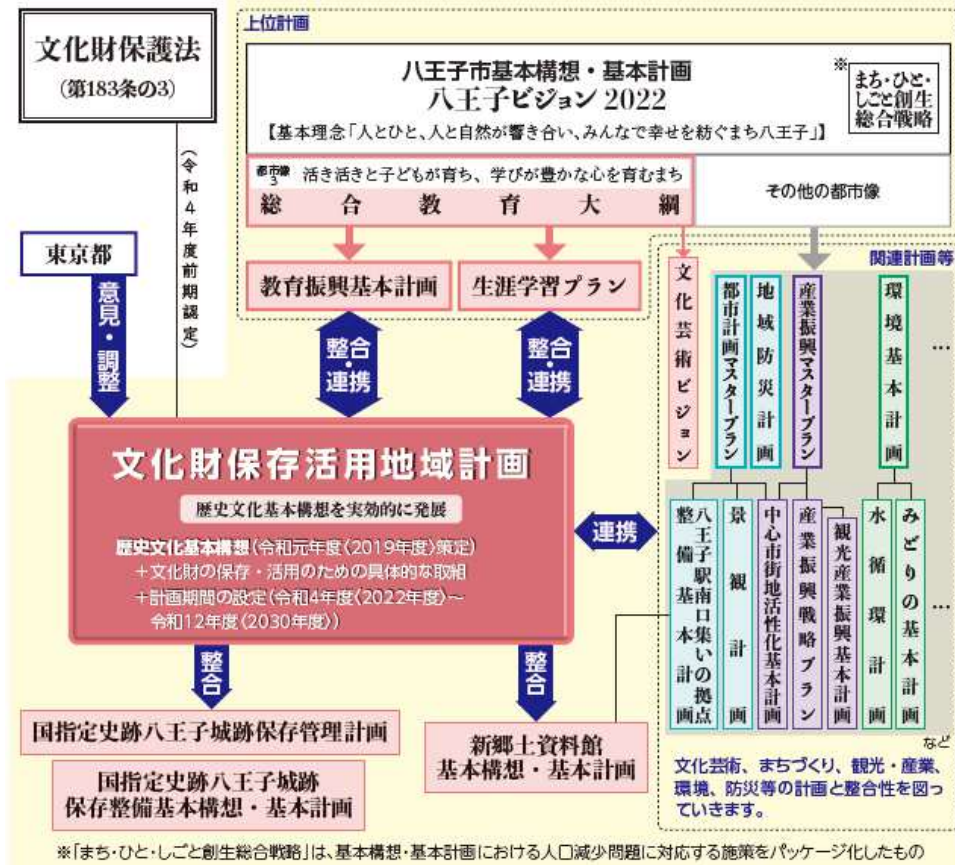
重点事業3 八王子城跡関連事業

重点事業4 新郷土資料館整備事業

(6) 文化財保存活用区域

「八王子城跡区域」を設定

【文化財保存活用地域計画の位置づけ】



※「八王子市文化財保存活用地域計画」7頁より抜粋

2 文化財の保存

(1) 現状変更

文化財保護法では、史跡や天然記念物に指定された文化財に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第125条）と定められている。また、東京都文化財保護条例、八王子市文化財保護条例も史跡等に指定された文化財に関して、それぞれ東京都教育委員会、八王子市教育委員会の許可を受けなければならないと定められている。

なお、国及び東京都指定の文化財に関する現状変更のうち、文化財保護法施行令第5条第4項第1号、東京都文化財保護条例施行規則第25条に掲げるもの（工作物の設置・改修、伐採など）については、市教育委員会が処理を行うこととされている。

令和6年度（2024年度）に申請のあった史跡等に係る現状変更については以下のとおりである。

ア 国指定の文化財

(ア) 文化庁長官による許可

No.	種別	名称	現状変更に係わる場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目2734-2	八王子市教育委員会	発掘調査	令和6年6月24日
2	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目2680	宗教法人宗関寺	墓域改修	令和6年10月18日
3	史跡	滝山城跡	高月町2371-2外	八王子市	植樹	令和7年4月22日

(イ) 八王子市教育委員会による許可

No.	種別	名称	現状変更に係わる場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	史跡	滝山城跡	高月町2321	多摩部の公園パートナーズ	粗朶柵設置	令和6年4月12日
2	史跡	滝山城跡	高月町2331、丹木町三丁目67	特定非営利活動法人滝山城跡群・自然と歴史を守る会	樹木伐採	令和6年4月26日

3	史跡	滝山城跡	高月町 2321	多摩部の公園パートナーズ	樹木伐採	令和6年 5月10日
4	史跡	滝山城跡	高月町 2321	多摩部の公園パートナーズ	樹木伐採	令和6年 5月10日
5	史跡	滝山城跡	高月町 287-1	多摩部の公園パートナーズ	樹木伐採	令和6年 5月16日
6	史跡	滝山城跡	高月町 2321	特定非営利活動法人滝山城跡群・自然と歴史を守る会	樹木伐採	令和6年 6月10日
7	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2735	東京都多摩環境事務所	野外卓の改修	令和6年 6月21日
8	史跡	滝山城跡	丹木町二丁目 290	特定非営利活動法人滝山城跡群・自然と歴史を守る会	樹木伐採	令和6年 7月10日
9	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2554-9 外	東京都西部公園緑地事務所	樹木伐採	令和6年 8月9日
10	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2723-口	個人	仮設建物設置	令和6年 10月18日
11	史跡	八王子城跡	元八王子町三丁目 2734-2	元八王子地区町会自治連合会	工作物設置	令和6年 10月18日
12	史跡	滝山城跡	高月町 2321	多摩部の公園パートナーズ	樹木伐採	令和6年 10月24日
13	史跡	滝山城跡	高月町 2349、2350	特定非営利活動法人滝山城跡群・自然と歴史を守る会	樹木伐採	令和6年 11月14日
14	史跡	滝山城跡	高月町 2321	多摩部の公園パートナーズ	樹木伐採	令和6年 12月18日
15	史跡	滝山城跡	高月町 2371-2、 2383-2	八王子市	樹木伐採	令和7年 1月31日

16	史跡	滝山城跡	丹木町二丁目 292-2、293、616、617 高月町 2379、2380	八王子市	樹木伐採	令和 7 年 2 月 13 日
17	史跡	滝山城跡	高月町 2321	多摩部の公園パートナーズ	樹木伐採	令和 7 年 2 月 20 日
18	史跡	滝山城跡	高月町 2321	多摩部の公園パートナーズ	樹木伐採	令和 7 年 2 月 20 日

イ 東京都指定の文化財

(ア) 東京都教育委員会による許可

No.	種別	名称	現状変更に係わる場所	申請者	現状変更の概要	許可日
1	史跡	広園寺境域	山田町 1577	宗教法人廣園寺	樹木伐採間伐・石造物移動	令和 6 年 4 月 9 日
2	旧跡	原胤敦墓	上野町 11-1	宗教法人本立寺	旧跡を含む墓域の整理	令和 6 年 7 月 19 日
3	旧跡	北条氏照及び家臣墓	元八王子町三丁目 2680	宗教法人宗関寺	据え直し	令和 6 年 10 月 2 日
4	史跡	広園寺境域	山田町 1577	宗教法人廣園寺	禅堂・侍者寮建築予定地の地下遺構確認調査等	令和 6 年 12 月 16 日
5	史跡	広園寺境域	山田町 1577	宗教法人廣園寺	坐禅堂・寮舎建築等	令和 7 年 2 月 28 日

(イ) 八王子市教育委員会による許可

なし

ウ 八王子市指定の文化財

なし

(2) 埋蔵文化財包蔵地に係る届出・通知

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合、届出（文化財保護法第 93 条）・通知（文化財保護法第 94 条）をしなければならないと定められている。その届出・通知の受理については、東京都文化財保護条例第 57 条により区市町村文化財担当部局の事務と定められている。令和 6 年度（2024 年度）の届出・通知の受理事務件数は以下のとおりである。

また周知の埋蔵文化財包蔵地について該当の有無の照会を窓口等で受けており、令和 6 年度（2024 年度）の件数は以下のとおりである。

照会件数	届出・通知受理事務件数		
	届出（法第 93 条）	通知（法第 94 条）	計
4,891	313	18	331

(3) 埋蔵文化財の発掘調査

開発事業者から提出された文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出・通知にともなって、教育委員会では埋蔵文化財の確認調査を行っている。

令和6年度(2024年度)は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する開発面積が3,000㎡未満の開発行為について、国庫補助を得て民間調査機関に委託し確認調査を実施した。当該の確認調査は2件あり、調査日数は3日、調査面積は計40㎡あった。

上記以外の確認調査については、民間開発事業において事業主に重機等の提供をいただき、教育委員会が直接行った調査は9件であった。調査日数は13日、調査面積は計229㎡であった。その他、都史跡広園寺境域における確認調査が1件あり、調査日数は2日、調査面積は22.5㎡であった。

公共事業における確認調査は、民間開発事業と同様に、教育委員会指導のもと民間調査機関が行うものと、事業主に重機等の提供をいただき教育委員会で直接行うものがあるが、今年度は前者による調査は0件であった。後者による調査は1件あり、調査日数が1日、調査面積は4㎡であった。

ア 市調査(国庫補助)

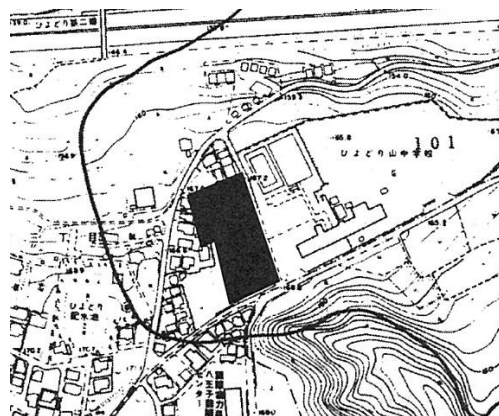
(ア) 八王子市No.101 遺跡(北大谷・春日台遺跡、暁町三丁目187-4外)

調査面積…16㎡

事業目的…宅地造成

調査期間…令和6年(2024年)7月3日

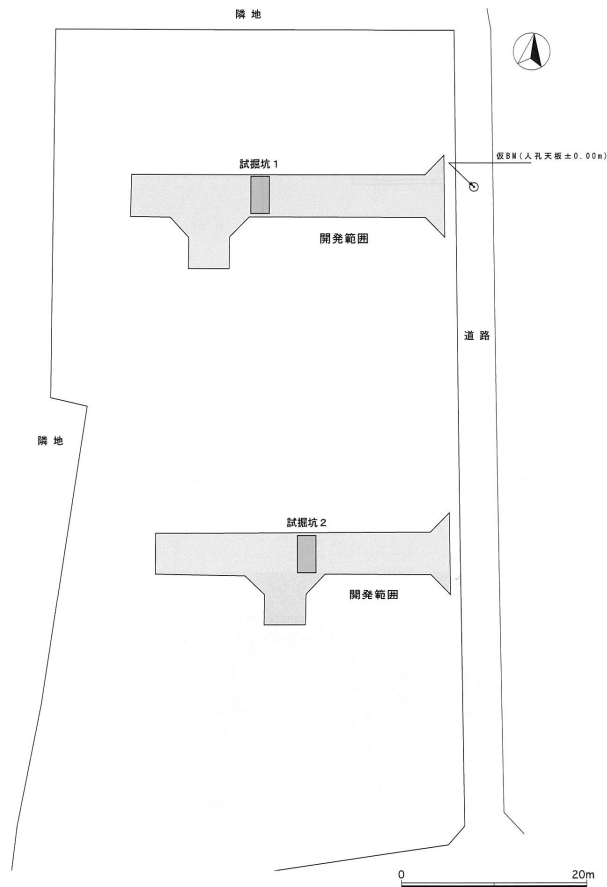
調査概要…調査対象地は市北東部、加住南丘陵上に位置する。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して2×4mの試掘坑2か所を設定した。地表面より70cmから80cmでローム層上面に達する。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



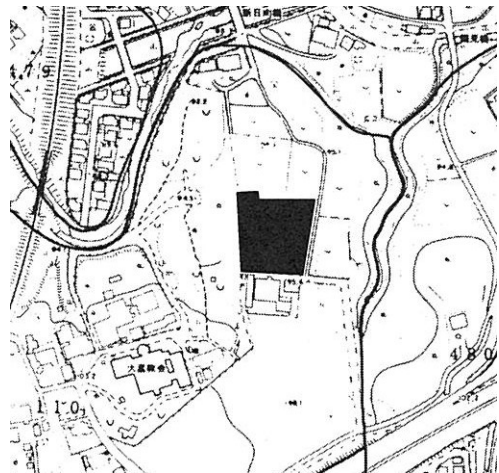
(イ) 八王子市No.110 遺跡 (塚場遺跡、石川町 1087-1 外)

調査面積…24 m²

事業目的…宅地造成

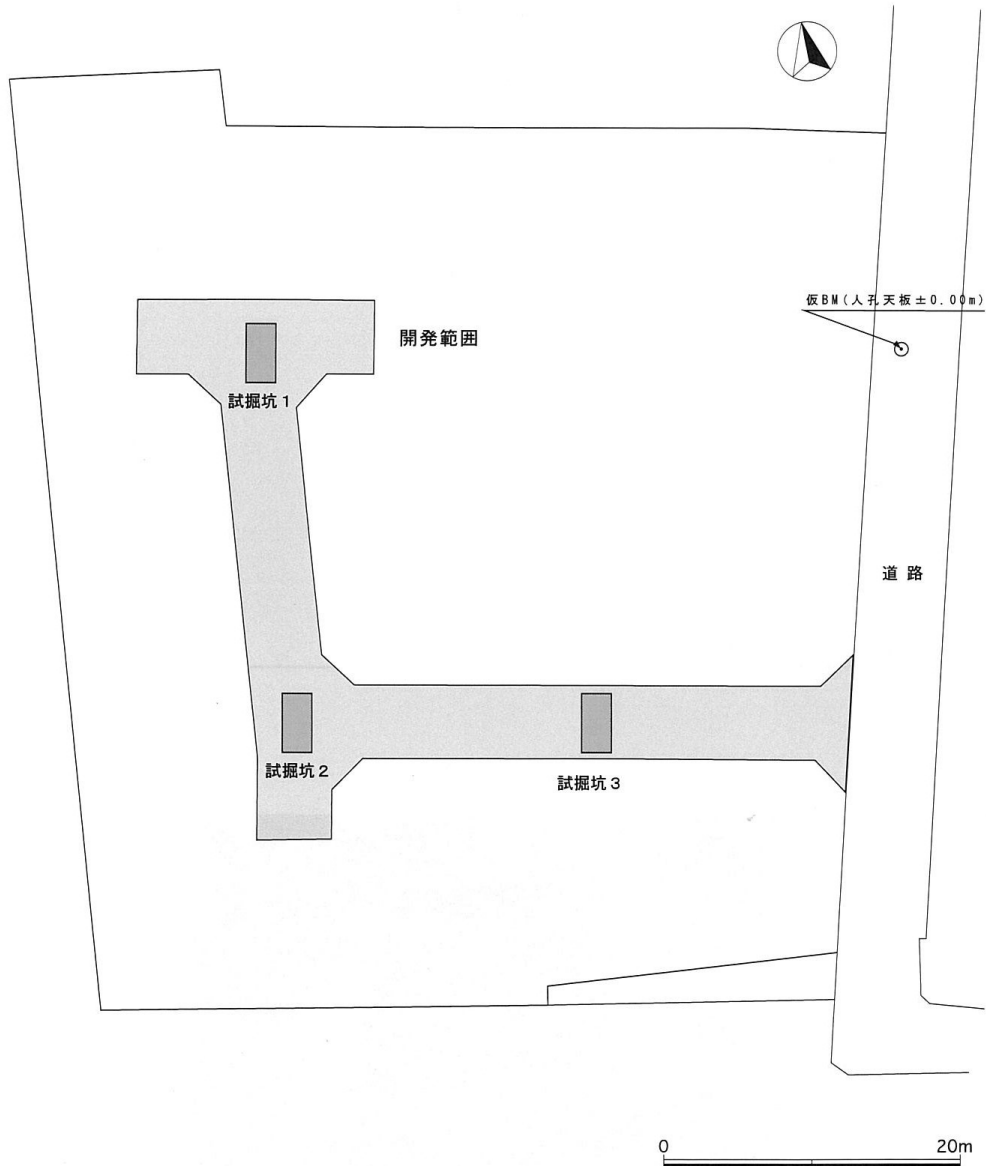
調査期間…令和 6 年 (2024 年) 9 月 5 日・6 日

調査概要…調査対象地は市北東部、谷地川右岸の段丘面上に位置する。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 3 か所を設定した。地表面から試掘坑 1 では約 1m、試掘坑 2・3 では約 30 cm でローム層に達する。上位層は削平されており、樹木伐根による攪乱が顕著であった。遺構・遺物は検出されなかった。





試掘坑全景



イ 市調査（国庫補助以外）

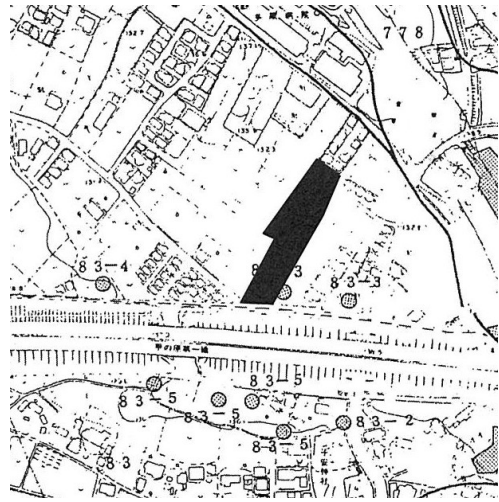
（ア）八王子市No.83 遺跡（中野甲の原遺跡、中野町 2131 外）

調査面積…48 m²

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 6 年（2024 年）4 月 2 日

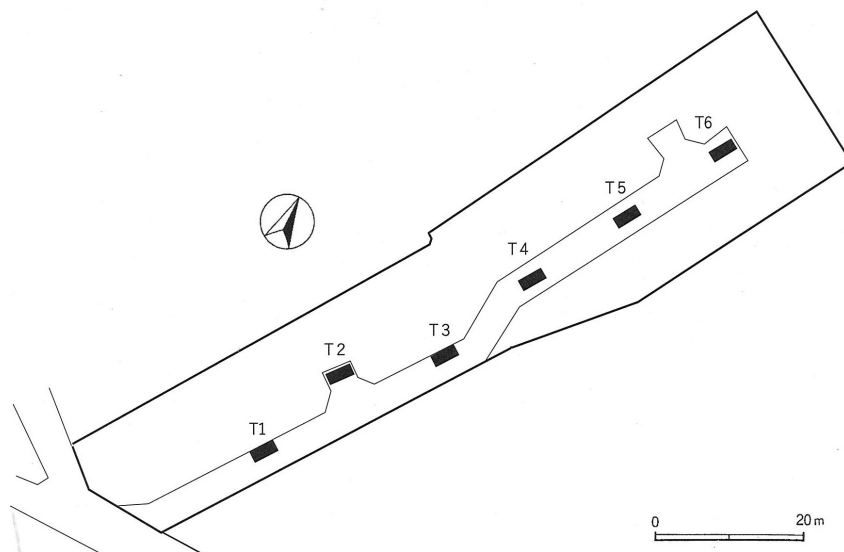
調査概要…調査対象地は市中央部、川口川左岸の河岸段丘と丘陵地裾部の間に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 6 か所を設定した。地表面から 60 cm から 90 cm でローム層に達する。土層の堆積は良好であった。最も丘陵地側に近い試掘坑 6 のみ地表面から 120 cm の深さでも富士黒色土層は確認されず水気を帯びた暗褐色土層が厚く堆積していた。遺構は検出されなかった。遺物は古墳時代の土師器片 1 点が出土した。



試掘坑全景



試掘坑全景



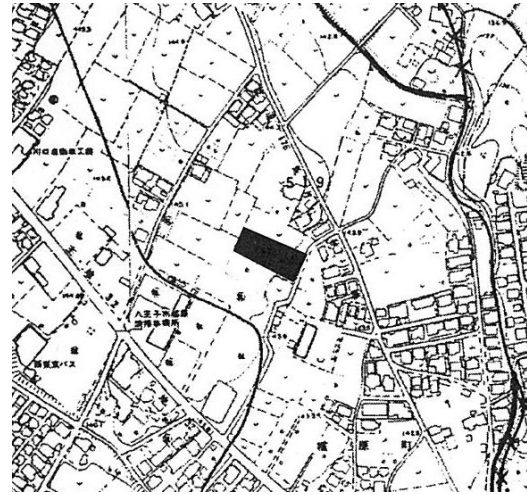
(イ) 八王子市No.519 遺跡 (檜原町 491-1)

調査面積…4 m²

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 6 年 (2024 年) 6 月 28 日

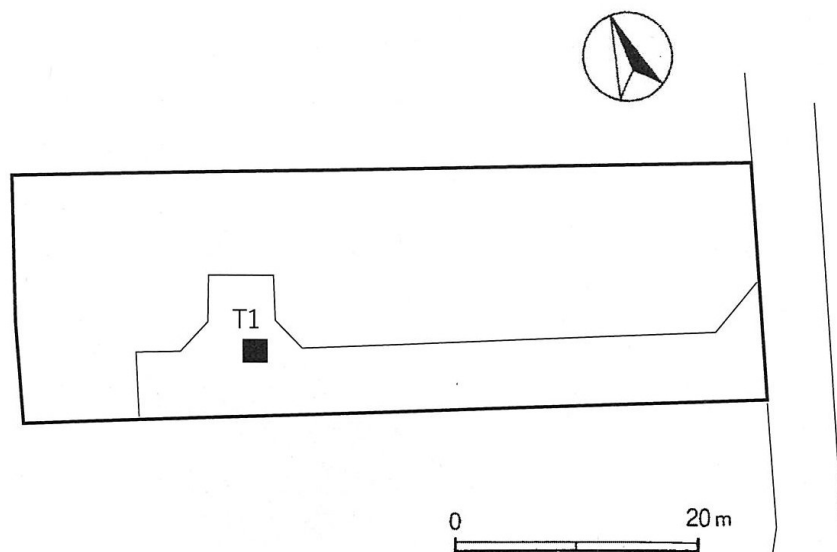
調査概要…調査対象地は市中央部、北浅川と川口川に挟まれた台地上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×2mの試掘坑 1か所を設定した。地表面から 80 cmでローム層に達する。土層の堆積状況は良好であったが、遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



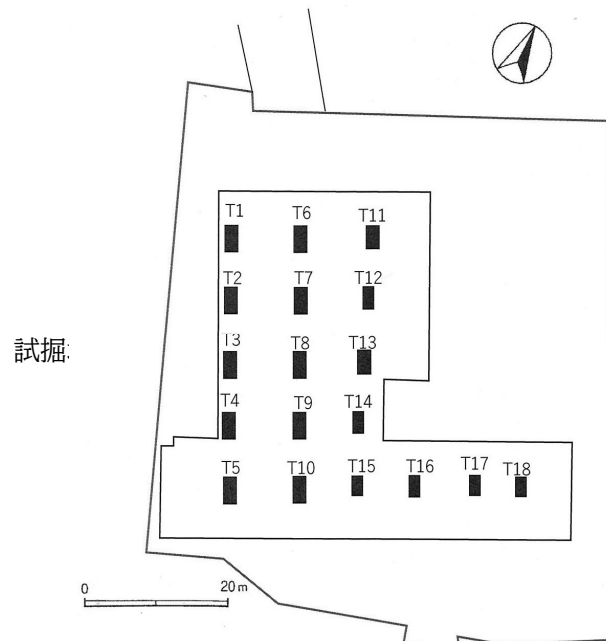
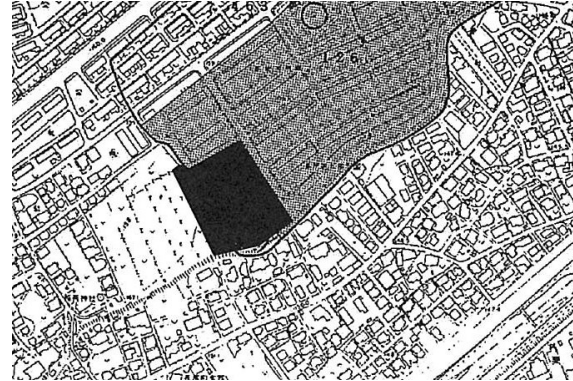
(ウ) 八王子市No.126 遺跡 (船田遺跡、長房町 519, 614, 615, 616-1, 617)

調査面積…119 m²

事業目的…集合住宅 (マンション)

調査期間…令和 6 年 (2024 年) 9 月 18 日～20 日

調査概要…調査対象地は市西部、南浅川左岸の河岸段丘上に位置している。集合住宅建設に伴う事前調査として、建物予定部分に対して試掘坑 18 か所を設定した。現地状況 (樹木やコンクリート等) にあわせ、試掘坑は 2×4m が 10 か所、2×3m が 2 か所、1.5×3m が 6 か所となった。地表面から 100 cm～150 cm の深さでローム漸移層に達する。遺構・遺物は検出されなかった。



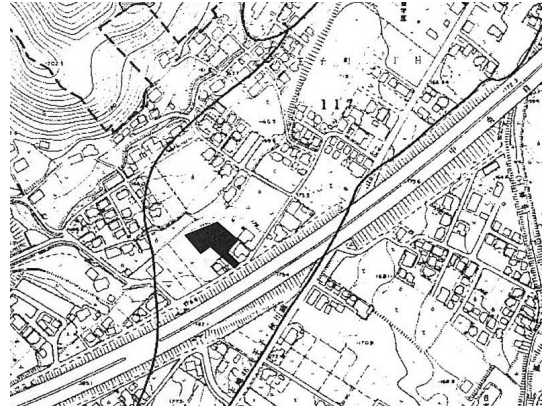
(エ) 八王子市No.117 遺跡（鍛冶屋敷遺跡・元八王子町二丁目 1187-1 外）

調査面積…8 m²

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 6 年（2024 年）10 月 30 日

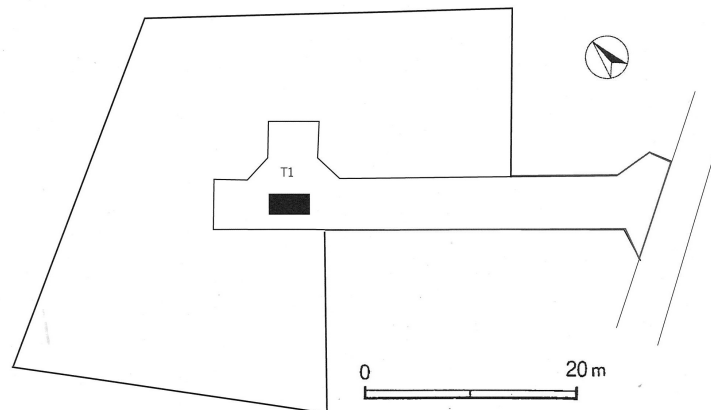
調査概要…調査対象地は市西部、城山川と小河川に挟まれた台地上の北側縁辺に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4m の試掘坑 1 か所を設定した。地表面から 30 cm でローム層に達する。上位層はなく削平されていた。遺構は時期不明のピットが確認されたのみで、遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



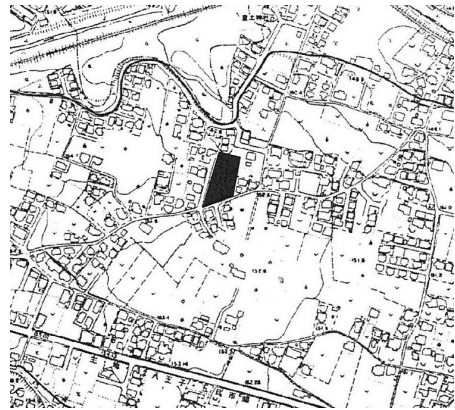
(オ) 八王子市No.469 遺跡 (川口町 3897-1)

調査面積…8 m²

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 6 年 (2024 年) 11 月 26 日

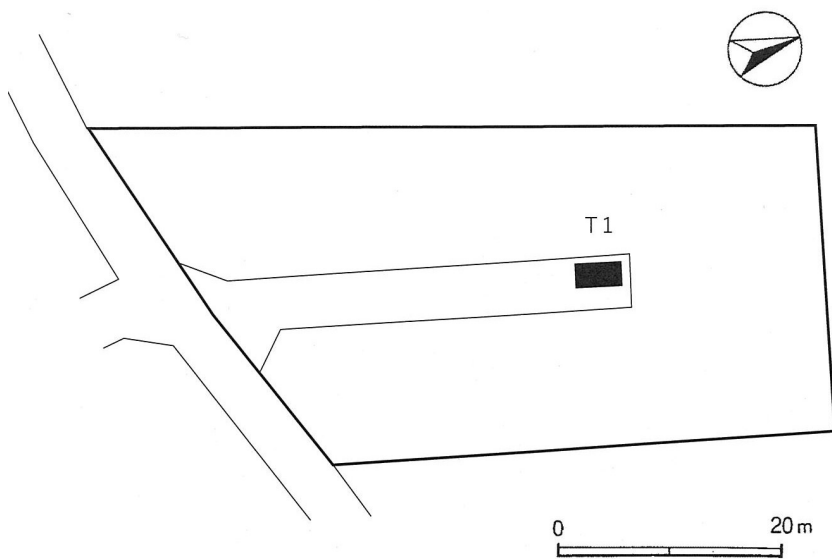
調査概要…調査対象地は市北西部、川口川右岸の河岸段丘上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4mの試掘坑 1か所を設定した。富士黒色土及びローム層が確認されたが、遺構は検出されなかった。遺物は時期不明の石器 (敲石か) 1点が出土した。



調査地全景



試掘坑全景



(カ) 八王子市No.32 遺跡 (中原遺跡・川口町 2708-1 の一部外)

調査面積…8 m²

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 7 年 (2025 年) 2 月 10 日

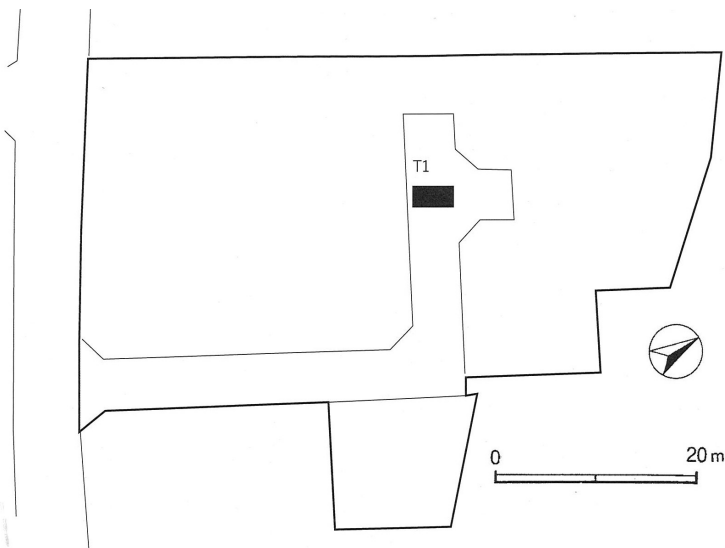
調査概要…調査対象地は市北西部、川口川左岸と丘陵地間の沖積地上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して2×4mの試掘坑1か所を設定した。現地表から1mほどの深さで径1cm大の小礫が混じる黒褐色土層に達する。全体的に礫を多く含む土層が堆積しており、河川の氾濫原及び丘陵地からの土砂流入によるものと思われる。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



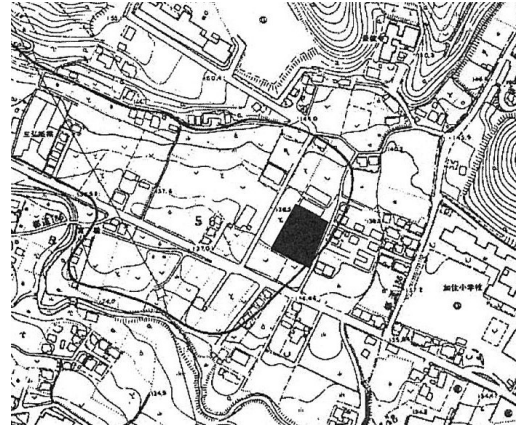
(キ) 八王子市No.56 遺跡 (宮下遺跡・宮下町 94)

調査面積…16 m²

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 7 年 (2025 年) 2 月 17 日

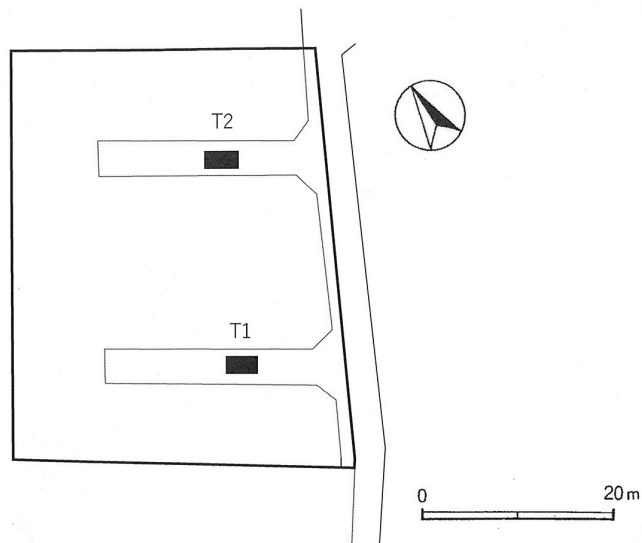
調査概要…調査対象地は市北部、谷地川左岸の沖積地上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して 2×4mの試掘坑 2 か所を設定した。表土の下は礫を多く含む砂礫層が堆積し、その下は現地表から 40 cm~70 cmの深さで粘性に富む暗褐色土層が堆積していた。遺構・遺物は確認されなかった。試掘坑 2 では長辺 25 cmほどの礫を確認したが、遺構に伴うものではなく性格は不明である。



調査地全景



試掘坑全景



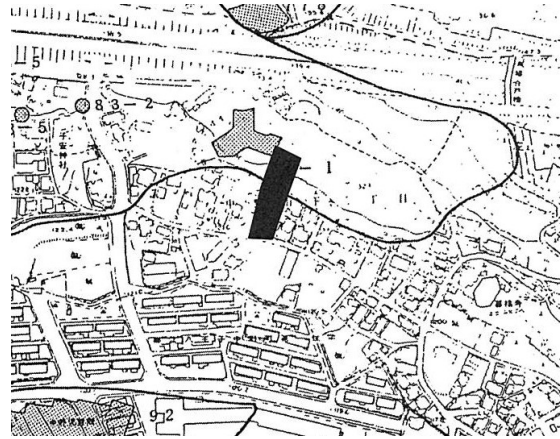
(ク) 八王子市No.83 遺跡 (中野甲の原遺跡・中野山王二丁目 2033-1 外)

調査面積…16 m²

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 7 年 (2025 年) 2 月 17 日

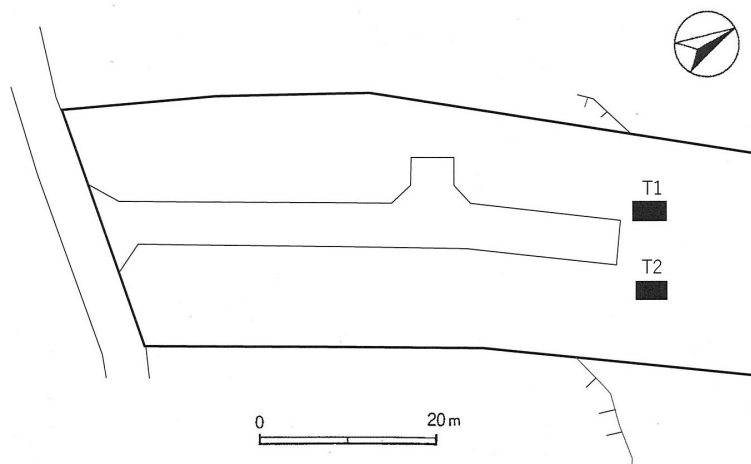
調査概要…調査対象地は市中央部、川口川左岸の台地上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、切土工事部分に対して 2×4m の試掘坑 2 か所を設定した。現地表から 90 cm の深さでローム層に達する。遺構は確認されなかった。遺物は土師器片 2 点が出土した。



調査地全景



試掘坑全景



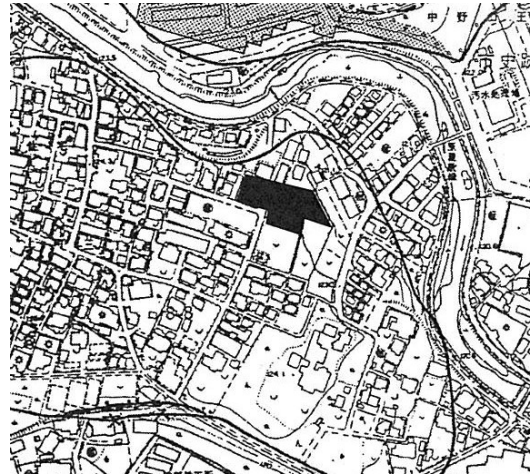
(ケ) 八王子市No.88 遺跡 (西中野遺跡・中野上町三丁目 3383-1 外)

調査面積…2 m²

事業目的…宅地造成

調査期間…令和 7 年 (2025 年) 3 月 17 日

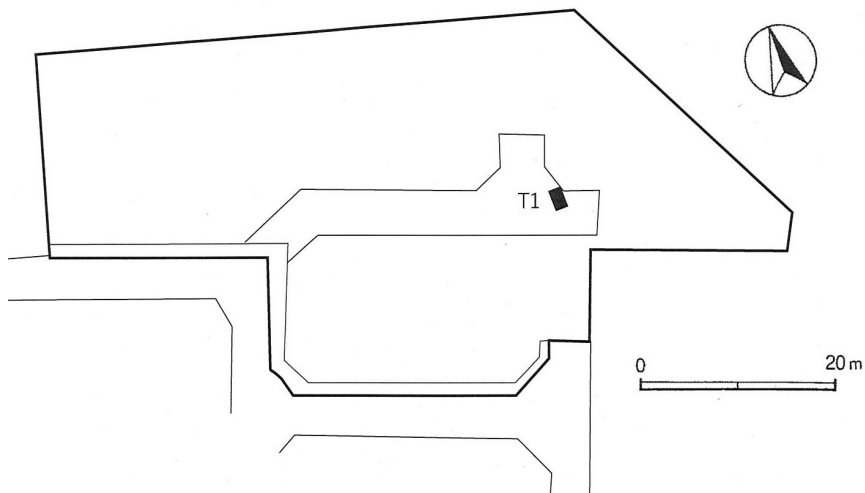
調査概要…調査対象地は市中央部、川口川右岸の河岸段丘上に位置している。宅地造成に伴う事前調査として、道路予定部分に対して現地状況にあわせて 1×2m の試掘坑 1 か所を設定した。現地表から 80 cm の深さまでしまりのない土 (耕作土か) が堆積しており、さらにローム漸移層に至る。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



(コ) 都史跡広園寺境域 (山田町 1577)

調査面積…22.5 m²

事業目的…現状変更 (堂舎建設にともなう試掘調査)

調査期間…令和7年 (2025年) 1月15日・16日

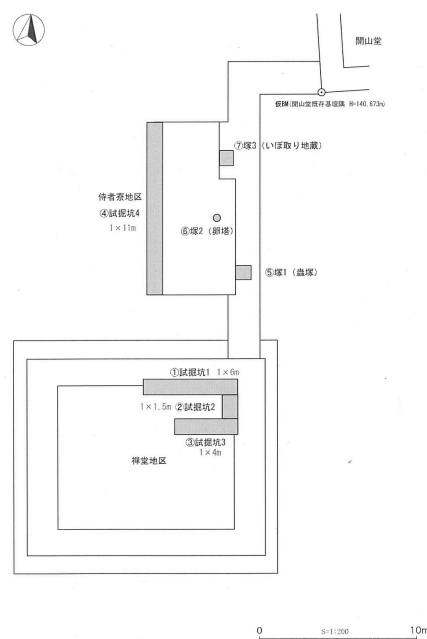
調査概要…調査対象地は市中央部、山田川左岸に位置している。堂舎建設予定位置に1×6m、1×1.5m、1×4m、1×11mのトレンチを1か所ずつ設定した。近代に切土・盛土造成している状況を確認し、近世以前の土地利用痕跡までの深度には達しないことを確認した。遺物は縄文時代の土器、中世の陶器、近世の陶器・磁器・鉄製品などが出土した。



調査地全景



試掘坑全景



ウ 市調査（公共事業）

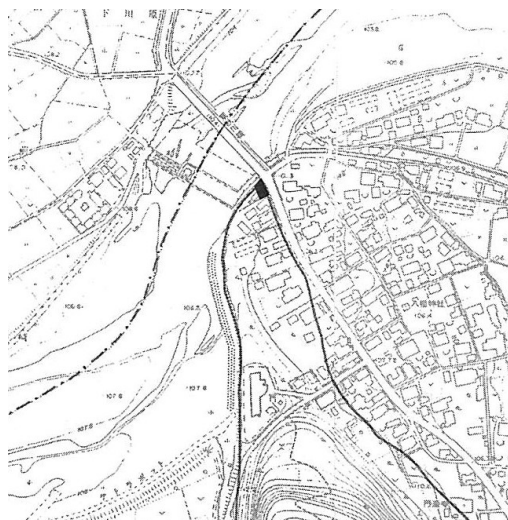
（ア）八王子市No.53 遺跡（高月城跡・八王子市No.54 遺跡、高月町 1238-1）

調査面積…4 m²

事業目的…橋梁架け替え

調査期間…令和 7 年（2025 年）1 月 28 日

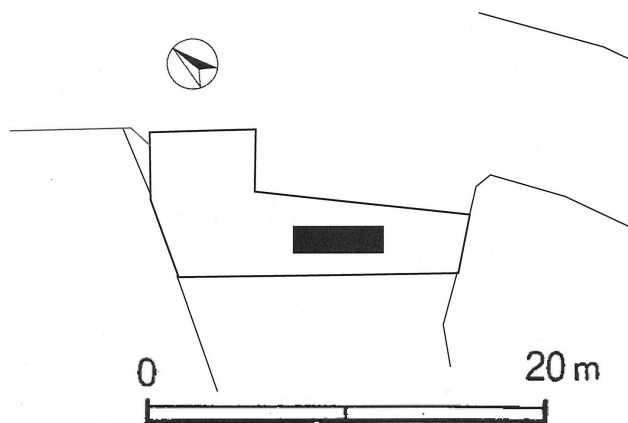
調査概要…調査対象地は市北東部、秋川右岸に位置する。橋梁改修にともなう人道橋橋台工事で、掘削範囲に対して 1×4m の試掘坑 1 か所を設定した。現地表から 50 cm の深さまで客土が堆積し、その下は砂層が堆積していた。遺構・遺物は検出されなかった。



調査地全景



試掘坑全景



エ 立会調査

令和6年度(2024年度)における立会い調査は民間開発によるものは165件、公共事業によるものは9件であった。本年度の遺構・遺物の検出は、民間開発で遺構が3件(焼土跡、時期不明の土坑2基、縄文時代のピット1基)、遺物が2件(縄文土器片、近世の磁器片)出土した。

オ 本発掘調査

令和6年度(2024年度)における八王子市の本発掘調査は0件であった。

(4) 報告書の刊行

ア 『国史跡八王子城跡XXIV』八王子市教育委員会 令和7年2月28日

イ 『十内入上原遺跡II』川口土地区画整理組合・株式会社武蔵文化財研究所 令和7年3月31日

(5) 遺物受入数量

ア 本発掘調査

今年度は本発掘調査による遺物受入は0件であった。

イ 試掘・確認調査

遺跡名	所在地	遺物の内容	数量
都史跡広園寺境域	山田町1577	中世の陶器、近世の陶磁器・鉄製品ほか	3
国史跡八王子城跡	元八王子町三丁目2734番2	戦国時代の磁器、陶器、土器、鉄製品	2
合 計			5

数量はテン箱数。1箱は原則40×60×15cmのテン箱で換算。

(6) 確認調査一覧

ア 市調査 (国庫補助)

No.	所在地または住所	遺跡No.及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
		No.	遺跡名					遺構	遺物
1	暁町三丁目 187 番 4 外	101	北大谷・春日台	宅地造成	令和6年7月3日	1	16 m ²	なし	なし
2	石川町 1087 番 1 外	110	塚場	宅地造成	令和6年9月5日・6日	2	24 m ²	なし	なし

イ 市調査 (国庫補助以外)

No.	所在地または住所	遺跡No.及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
		No.	遺跡名					遺構	遺物
1	中野町 2131 外	83	中野甲の原	宅地造成	令和6年4月2日	1	48 m ²	なし	古墳時代の土師器
2	榑原町 491 番 1	519	—	宅地造成	令和6年6月28日	1	4 m ²	なし	なし
3	長房町 519、614、615、616-1、617	126	船田	集合住宅	令和6年9月18日～20日	3	119 m ²	なし	なし
4	元八王子町二丁目 1187 番 1 外	117	鍛冶屋敷	宅地造成	令和6年10月30日	1	8 m ²	なし	なし
5	川口町 3897 番 1	469	—	宅地造成	令和6年11月26日	1	8 m ²	なし	石器
6	川口町 2708 番 1 の一部外	32	中原	宅地造成	令和7年2月10日	1	8 m ²	なし	なし
7	宮下町 94	56	宮下	宅地造成	令和7年2月17日	2	16 m ²	なし	なし
8	中野山王二丁目 2033 番 1 外	83	中野甲の原	宅地造成	令和7年2月17日	2	16 m ²	なし	土師器片
9	中野上町三丁目 3383 番 1 外	88	西中野	宅地造成	令和7年3月17日	1	2 m ²	なし	なし
10	山田町 1577	都史跡広園寺境域		現状変更 (堂舎建設にともなう試掘調査)	令和7年1月15日・16日	2	22.5 m ²	なし	中世の陶器、近世の陶磁器等

ウ 市調査（公共事業）

No.	所在地または住所	遺跡No.及び遺跡名		用途	調査年月日	日数	調査面積	遺構・遺物	
		No.	遺跡名					遺構	遺物
1	高月町 1238 番 1	53	高月城跡・八王子市No.54	橋架け替え	令和7年1月28日	1	4 m ²	なし	なし

(7) 指定文化財の保存修理に対する補助

市指定文化財を良好な状態で保つことができるよう以下の事業に対し補助金を交付した。

ア 八王子市指定有形文化財「山車」「神輿」等

(ア) 八王子市指定有形文化財「山車」保管庫地代補助事業

- a 内 容 市指定有形文化財である山車を保管する保管庫の地代に対する補助。
- b 事業費 1,436,412 円
- c 補助金 1,144,000 円

(イ) 多賀神社神輿保存伝承事業

- a 内 容 市指定文化財である多賀神社神輿の保存・管理に対する補助。
- b 事業費 180,000 円
- c 補助金 100,000 円

(ウ) 南町の山車彫刻修復工事事業

- a 内 容 市指定文化財である南町の山車の彫刻修復に対する補助。
- b 事業費 140,030 円
- c 補助金 112,000 円

(エ) 八幡町一・二丁目町会山車人形「神武天皇」の修理事業

- a 内 容 市指定文化財である八幡町一・二丁目町会山車人形「神武天皇」の修理に対する補助。
- b 事業費 341,000 円
- c 補助金 272,000 円

(オ) 大横町の山車 山車庫のスプリンクラーの修理事業

- a 内 容 大横町山車庫のスプリンクラーについて、経年劣化のため交換を行ったことへの補助。
- b 事業費 110,000 円
- c 補助金 88,000 円

イ その他文化財補助事業

(ア) 八王子消防記念会(木遣)半纏新調事業

- a 内 容 木遣を行う時の正装である半纏を新調した。
- b 事業費 448,800 円
- c 補助金 358,000 円

(イ) 八王子車人形保存伝承事業

- a 内 容 後継者の育成や技芸錬磨等。
- b 事業費 1,198,594 円
- c 補助金 250,000 円

(ウ) 東京都指定無形文化財説経浄瑠璃保存伝承事業

- a 内 容 後継者の育成や技芸錬磨等。
- b 事業費 245,121 円
- c 補助金 80,000 円

(エ) 関根傳次郎光重之像 旭山筆修復事業

- a 内 容 表装、本紙の修復および桐製印籠箱の新調に対する補助。
- b 事業費 426,360 円
- c 補助金 340,000 円

(オ) 市指定天然記念物サルスベリの樹の保全と周辺整備のための工事事業

- a 内 容 市指定天然記念物サルスベリについて、剪定および枯死した枝の除去、残った枝への支柱の設置、「ひこばえ」の育生、周辺低木の整理の一連の事業に対する補助。
- b 事業費 190,300 円
- c 補助金 152,000 円

(カ) 山入の簞獅子舞 獅子頭の修理、ひよっこ面、法被の新調事業

- a 内 容 獅子頭の老朽化した頭部籠の固定部分と紐の欠損部分の交換、および経年劣化の激しかった幣負用のひよっこ面、笛方が着用する法被の購入に対する補助。
- b 事業費 1,007,900 円
- c 補助金 805,000 円

(キ) 高尾山薬王院大師堂（都指定有形文化財）修繕工事事業

- a 内 容 大師堂について、昭和 37 年以降修理をしていなかった縁廻り、外壁等の修繕工事に対する補助。
- b 事業費 27,484,237 円
- c 補助金 1,992,000 円

(8) 指定文化財の管理に対する補助

市指定文化財の管理者等に対して、文化財管理公開謝礼金を支給した。

支給件数 83 件

支給額計 1,320,000 円

(9) 指定文化財に関連する調査

市の無形民俗文化財に指定されている「獅子舞」や、市指定有形文化財「山車」が運行し、日本遺産の構成文化財にもなっている「八王子まつり」について、祭礼で奉納される獅子舞の演目や、八王子まつりを行うにあたっての準備から当日までの流れや、八王子まつりの歴史を調査した。

ア 八王子まつり

上地区の鎮守多賀神社、下地区の鎮守八幡八雲神社の例大祭（以下、上の祭り、下の祭り）として実施されていた祭礼が、市民祭として始まった八王子まつりと共に、どのように変容して現在の形になってきたのか、各神社の祭礼としての伝統的な形がどう残されているか現状把握調査を行った。

本調査は法政大学社会学部武田教授と共同で実施し、大学の調査では、現代のまつりとしての八王子まつりの実施状況、運営組織等について調査を行った。

令和6年度（2024年度）は下の祭りについて調査した。

八王子まつり法政大学共同調査スケジュール【令和6年度(2024年度)実施状況】

日時		調査内容	会場等
令和6年	4月29日(月)	南町山車風通し※学生・南町町会顔合わせ。清掃の手伝い後、聞き取り調査。	南町山車保管庫（緑町）から町内
	5月8日(水)	相原悦夫先生講義（法政大学武田ゼミ）	法政大学
	5月12日(日)	中町町会山車清掃※学生・中町町会顔合わせ。清掃の手伝い後、聞き取り調査	中町山車保管庫(明神町)
	5月14日(火)	八幡八雲神社聞き取り調査【文化財課】	八幡八雲神社
	6月12日(水)	南町町会長、町会関係者聞き取り調査。	南町テラス
	6月26日(日)	中町町会長、町会関係者聞き取り調査。	八王子駅南口総合事務所会議室
	7月7日(日)	八幡八雲神社神輿洗い記録調査【文化財課】	八幡八雲神社
	7月21日(日)	中町山車風通し記録調査【文化財課】	中町山車保管庫
	7月21日(日)	八幡八雲神社提灯取り付け記録調査【文化財課】	八幡八雲神社
	7月23日(火)	八雲神社例大祭記録調査【文化財課】	八幡八雲神社
	8月1日(木)	中町山車出庫記録調査【文化財課】	中町山車保管庫(明神町)から町内

	8月2日(金)	学生の八王子まつり準備手伝い、記録調査。山車・神酒所等の確認。	各町会
	8月3日(土)	学生の山車巡行手伝い。 八王子まつり山車巡行記録調査【文化財課】	中町、南町
	8月4日(日)	学生の山車巡行手伝い。 八幡八雲神社神輿渡御記録調査。八幡八雲神社還幸祭記録調査【文化財課】 南町山車入庫記録調査【文化財課】	中町、南町、八幡八雲神社、甲州街道 町内から山車保管庫
	8月5日(月)	中町山車入庫記録調査【文化財課】	町内から山車保管庫
	10月18日(金)	八幡八雲神社宮頭聞き取り調査【文化財課】	教育センター
	12月8日(日)	南町町会追加聞き取り調査	天神町会館
	12月9日(月)	追分町町会追加聞き取り調査	はちはく
	12月19日(木)	八王子まつり実行委員会聞き取り調査	ふれあい財団会議室
令和7年	2月4日(火)	八幡八雲神社追加聞き取り調査【文化財課】	八幡八雲神社

イ 獅子舞の確認

市指定の無形民俗文化財である獅子舞の奉納の確認を行った。

獅子舞確認調査スケジュール【令和6年度(2024年度)実施状況】

日時		無形民俗文化財	確認場所
令和6年	4月14日(日)	山入の簞獅子舞	日枝神社(美山町)
	8月11日(日)	小津の獅子舞	熊野神社(小津町)
	8月17日(土)	氷川神社の獅子舞	熊野神社(東浅川町)
	8月18日(日)	氷川神社の獅子舞	高尾山口駅前大通り～氷川神社(高尾町)
	8月18日(日)	狭間の獅子舞	狭間町会館前～御嶽神社(狭間町)
	8月25日(日)	今熊神社の獅子舞	正福寺～今熊神社(上川町)
	8月25日(日)	田守神社の獅子舞	田守神社(上川町)
	9月14日(土)	石川町龍頭の舞	御嶽神社(石川町)
	9月15日(日)	石川町龍頭の舞	西蓮寺(石川町)

(10) 文化財の防災対策

1月26日は文化財保護法制定の契機となった法隆寺金堂の炎上・壁面の焼損が起きた日である。昭和30年（1955年）に、文化財保護委員会（現在の文化庁）と国家消防本部（現在の消防庁）が1月26日を「文化財防火デー」と定め、以降毎年、全国的に文化財防火運動を展開している。これに合わせて本市においても文化財の防火について以下の取組を実施した。

ア 指定文化財の管理者へ防火対策依頼

文化庁の「第71回文化財防火デー」の実施通知に基づき、八王子市指定文化財の管理者・所有者に文化財防火デーの開催要項、対策依頼文を郵送し、文化財の防火について依頼を行った。

イ 防災訓練への立会

八王子消防署由木分署が、管内の文化財所有者に対し、消火器の操作方法の説明と実施訓練を行い、文化財課職員が立ち会った。

(ア) 令和7年（2025年）1月23日（木）清鏡寺、中山白山神社

(イ) 令和7年（2025年）1月24日（金）小泉家屋敷

(ウ) 令和7年（2025年）1月28日（火）永林寺



ウ 広報はちおうじでの周知

市の広報誌「広報はちおうじ」1月15日号にて、文化財防火デーの紹介を行い、市民への文化財防火デーの周知を図った。

エ パネル展「みんなで守ろう文化財！」の開催

(ア) 開催期間 令和7年（2025年）1月22日（水）から26日（日）

※25日（土）は事務所閉庁

(イ) 会場 八王子駅南口総合事務所 多目的スペース

3 史跡の整備・公開

(1) 八王子城跡御主殿発掘調査

平成25年度（2013年度）に御主殿の発掘調査を行い、庭園の中に池跡があることが確認された。それから7年後の令和2年度（2020年度）に御主殿西側部の発掘調査を行い、囲炉裏状の遺構を内部にもつ礎石建物跡、敷石状遺構などの遺構、明（中国）から輸入された磁器、国産の陶器、鉄砲弾や銭貨、半鐘片などが出土し、御主殿で新たな成果が確認された。翌年度も、令和2年度調査部分の南側、平成4年度（1992年度）調査部分の西側を調査し、平成4年度に確認された道路状遺構（SS05）が続いていることを確認した。令和5年度（2023年度）は、新たに敷石遺構（SS13）を確認したが、この遺構の全体の確認には至らなかった。

令和6年度（2024年度）は前年度に確認した敷石遺構（SS13）の幅や用途などを確認するため北側隣接地の調査を行った。調査の結果、幅は約1m、両側に縁石を持つ敷石遺構であることを確認したが、用途についてはわからなかった。遺物は明（中国）から輸入された磁器の皿、水注、瀬戸・美濃産の鉄釉皿、天目碗、常滑産の甕などが出土している。

調査期間：令和6年（2024年）11月11日から11月29日まで

調査面積：33㎡



調査地全景写真



出土遺物（鉄釉皿）



出土遺物（青花皿）

(2) 史跡の公有地化

文化財課では、昭和 52 年(1977 年)から継続的に八王子城跡内の公有地化を進めている。現在でも平成 30 年(2018 年)2 月に策定された「国史跡八王子城跡保存整備基本構想・基本計画書」において、八王子城跡の本質的価値の保存、継承及び向上を目的に史跡区域内の土地の公有地化とその活用を事業計画に定めていることから、当該計画に基づいて用地取得を進めている。

初めて用地取得を行った昭和 52 年(1977 年)から令和 4 年度(2022 年度)の取得分を含めると、186,742.98 m²を公有地化している。

令和 5 年度(2023 年度)に引き続き、令和 6 年度(2024 年度)は用地取得を実施しなかったが、今後も史跡としての価値、公有地としての整備・活用の両面から重要性を判断し、継続的に公有地化を進めていく。

八王子城跡 史跡指定面積 1,598,692.27 m² 公有化率 11.68%

年度	公有化面積(m ²)	年度	公有化面積(m ²)	年度	公有化面積(m ²)
昭和 52	473.70	2	1,807.01	14	318.91
53	1,989.37	3	10,078.93	16	869.44
54	2,762.81	4	2,859.72	21	644.59
55	3,887.00	5	3,050.07	22	668.42
56	2,149.81	6	832.00	23	515.35
57	955.34	7	1,346.00	25	192.95
58	13,376.26	8	4,604.41	29	322.19
59	8,953.49	9	15,487.15	30	686.03
60	4,342.06	10	8995.75	令和元	9,073.66
61	6,893.01	11	14,519.30	2	17,125.00
62	4,565.38	12	1,330.95	3	6,965.08
平成元	20,074.76	13	627.89	4	13,400.00
公有化面積 計					186,742.98

(3) 八王子城跡整備活用

ア 八王子城跡オフィシャルガイド

八王子城跡オフィシャルガイドは、国指定史跡である八王子城跡について来訪者に城の概要や魅力を知ってもらうことを目的に、現地で案内を行っている。平成21年(2009年)4月より活動を開始し、令和6年度(2024年度)は活動16年目を迎える。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年(2020年)3月から令和4年(2022年)10月15日の期間はガイド活動の休止と再開を状況に応じて行っていたが、以降は新型コロナウイルス感染対策を実施して活動を継続した。令和5年(2023年)5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行後は平常通りに活動している。

(ア) 八王子城跡オフィシャルガイドの体制

令和6年度(2024年度)は21名が更新、4名が退任したため、21名体制でスタートし、7月に1名退任された。(前年度は25名)

(イ) 活動について

ガイドボランティアの活動は、現地で待機している曜日替わりのガイドが八王子城跡に訪れた希望者に対して城の概要を説明し、見どころを案内している。案内ルートは管理棟から御主殿へ至る整備されたエリアとしている。

(ウ) 新規募集

令和5年度(2023年度)までは不定期に1か月程度の応募期間を設け新規ガイドを募集していたが、令和6年度(2024年度)の10月から常時募集を開始した。令和6年度(2024年)に応募があったガイド活動希望者3名に対し座学、フィールドワークの研修を行い、その後ガイドとして正式に決定した。

今回決定したガイドは、令和7年(2025年)4月1日から活動を開始する。



(エ) 活動の実績

令和6年度(2024年度)の活動の実績は下表のとおりである。

月	実施日数	案内人数	ボランティア参加人数 (延べ人数)
4月	28	310	83
5月	29	300	72
6月	30	223	81
7月	31	109	88
8月	30	109	81
9月	29	144	75
10月	31	229	78
11月	30	400	88
12月	27	216	67
1月	28	194	75
2月	28	246	82
3月	27	240	73
合計	348	2,720	943

(オ) 八王子城跡ガイドボランティア研修

令和6年度(2024年度)の合同研修は静岡県におもむき、伊豆の国市の韮山城と、三島市の山中城を見学した。

a 日程 令和7年(2025年)1月24日(金)

b 見学地 韮山城、国史跡山中城

c 参加者 八王子城跡ガイド10名、文化財課職員4名

イ 子ども手作り甲冑教室

未来を担う子どもたちに、八王子の名の由来と深くかかわりのある八王子城と、その築城者であり戦国時代の八王子を治めていた北条氏照について興味をもち、郷土の歴史や文化に愛着をもってもらうため、市内の小学生とその保護者を対象に甲冑作りの教室を開催した。本事業は特定非営利活動法人八王子城跡三ッ鱗会に業務を委託して実施している。

(ア) 日時

令和6年(2024年)8月11日(日)9時00分から15時00分

(イ) 会場

八王子城跡ガイドダンス施設

(ウ) 参加人数

14組 36名

ウ 「北条氏照 友垣絵巻」の展開

主に子ども層に対し、八王子城を中心に本市の歴史や文化財に興味を持ってもらうきっかけとなるよう、親しみやすいテイストのイラストによる北条氏照をモチーフとしたキャラクターコンテンツ「北条氏照 友垣絵巻」の展開を開始した。

(ア)キャラクターについて



名前	説明
氏照	北条氏照をモチーフとしたキャラクター。(画像中心・右)
比佐	氏照の正室とされる比佐(ひさ)をモチーフとしたキャラクター。(画像中心・左)
虎丸	八王子城の発掘遺物である「まきびし」等の忍具を使用する犬のキャラクター。(画像右端)
レース	八王子城の発掘遺物であるベネチア製レースガラス器をモチーフとした猫のキャラクター。(画像左端)

(イ)令和6年度における「北条氏照 友垣絵巻」の活用事例

キャラクターパネル	各キャラクターのスタンドパネルを作成し、八王子城跡ガイダンス施設に設置した。また、「戦国の八王子展～セレオ八王子の陣～」(後述)でのフォトスポットや、お城 EXPO2024 での展示物等として活用した。
クリアファイル	イラストを使用したクリアファイルを作成し、「戦国の八王子展～セレオ八王子の陣～」でのスタンプラリーの景品や、お城 EXPO2024 での配布物等として活用した。
御城印	八王子城・滝山城の御城印について、「北条氏照 友垣絵巻」バージョンを制作し、お城 EXPO2024 で販売した。(販売数:八王子城 280 枚・滝山城 251 枚 価格:各 300 円/枚)
アクリルスタンド	各キャラクターのアクリルスタンドを制作し、お城 EXPO2024 においてカップセルトイ形式で販売した。(販売数:119 個 価格:300 円/回)
歴史解説パネル等での活用	「戦国の八王子展～セレオ八王子の陣～」での歴史解説パネルや遺物解説のキャプション等で各キャラクターのイラストを活用した。



エ 八王子城跡の魅力を高めるデザインプロジェクト

八王子城跡の魅力を高める取り組みについて相互に提案・協力する協働関係を明らかにするものとして、拓殖大学工学部デザイン学科コミュニティデザイン研究室、特定非営利活動法人八王子城跡三ッ鱗会、八王子市教育委員会の三者で「八王子城跡の魅力を高めるデザインプロジェクト」に係るパートナーシップ協定を締結している。

これに関する取り組みとして、令和6年度(2024年度)は、拓殖大学の学生による過年度の提案を基に、「発掘調査&キーホルダーづくり」として、下表のとおりイベント等においてワークショップ形式で行った。本ワークショップは、発掘キットの砂の中に、塗装した卵の殻の破片を遺物に見立てて埋め、これを掘り出し、レジンで固めてキーホルダーにする内容となっている。

イベント名等	実施日	参加人数
第3回元ハマルシェ	令和6年(2024年)4月27日(土)・ 28日(日)	115名 (2日間計)
戦国の八王子展 ～セレオ八王子の陣～	令和6年(2024年)9月8日(日)	77名
笑顔と学びの体験活動プロジェクト	後述のとおり	

◆ワークショップの周知ポスターおよび参加者の様子



※「発掘調査&キーホルダーづくり」の基となった提案(「発掘調査&ペーパーウェイトづくり」)および上図ポスターの基本デザインは、拓殖大学工学部デザイン科学生(※当時) 佐藤 碧衣氏(監修: 同学科教授 工藤 芳彰氏)によるもの。

オ 「戦国の八王子展～セレオ八王子の陣～」の開催

八王子城跡や滝山城跡から発掘された遺物を中心に、戦国時代の八王子に関する展示等を行った。

これまで歴史や文化財等にあまり興味の無かった方も含め、幅広い層の方の目に留まり、歴史や文化財等に関心を持つ層のすそ野が広がるよう、多くの方が集まるセレオ八王子を会場として展示を行った。

また、桑都日本遺産センター 八王子博物館と2館を巡るスタンプラリーや子ども向けワークショップ「発掘調査体験」、学芸員による展示案内も行った。

(ア) 期間 令和6年(2024年)9月5日(木)から9月12日(木)まで(※9月7日(土)は除く)
各日 11時00分から17時00分

(イ) 会場 セレオガーデン(旭町1-1 セレオ八王子北館9階レストランフロア内)

(ウ) 来場者数等

来場者	2,279名
2館スタンプラリー景品交換者数 (景品:「北条氏照 友垣絵巻」クリアファイル)	127名
ワークショップ「発掘調査体験」参加者数	77名

◆会場の様子



カ お城 EXPO2024 への出展

お城 EXPO は、歴史文化や城郭をテーマとして扱う国内最大級の規模を誇る PR イベントである。

本市は都内で唯一、日本 100 名城(八王子城)・続日本 100 名城(滝山城)を持つ自治体であり、その歴史文化資源を活用した観光推進やまちづくりの魅力を効果的に発信するために適切な環境であると言えるため、観光課と協働で出展を行った。八王子城・滝山城の立体投影模型の展示、各城郭や日本遺産「桑都物語」のリーフレット・「北条氏照 友垣絵巻」クリアファイル等の配布を行ったほか、「北条氏照 友垣絵巻」の関連グッズを販売した。

(ア) 日時 令和 6 年(2024 年)12 月 21 日(土) 9 時 00 分から 18 時 00 分まで
22 日(日) 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

(イ) 会場 パシフィコ横浜ノース(神奈川県横浜市西区みなとみらい 1-1-2)ほか

(ウ) 販売実績

販売物	販売数 (2日間計)	価格
御城印 八王子城(北条氏照 友垣絵巻バージョン)	280 枚	300 円
御城印 滝山城(北条氏照 友垣絵巻バージョン)	251 枚	300 円
「北条氏照 友垣絵巻」アクリルスタンド (※カプセルトイ形式でのランダム販売)	119 個	300 円

◆ブースの様子



4 文化財の活用

(1) 民俗芸能

ア 第20回八王子車人形と民俗芸能の公演

民俗芸能の普及と、貴重な文化財を市民全体で保存・継承する意識づくりの機会として、国指定重要無形民俗文化財「八王子車人形」、東京都指定無形文化財「説経節(説経浄瑠璃)」、八王子市指定無形民俗文化財「獅子舞」・「木遣」など、市内の民俗芸能の公演を毎年開催している。

- (ア) 主 管 八王子指定文化財芸能団体協議会
- (イ) 日 時 令和6年(2024年)11月3日(日・祝)
開場:13時00分 開演:14時00分
- (ウ) 会 場 J:COM ホール八王子
- (エ) 舞 台 演 目 一、山入の籠獅子舞 太刀掛り、おかぎき・大ぎりの舞
二、田守神社の獅子舞 終庭の舞
(おかぎきの舞、唄の切り、柴くぐり、雌獅子隠し、喧嘩)
三、八王子車人形西川古柳座・説経節の会
信太妻「葛の葉二度目の子別れの段」
- (オ) ロビー展示 今熊神社獅子舞保存会、狭間獅子舞保存会、小津獅子舞太刀保存会、石川町御嶽神社龍頭の舞保存会、四谷町龍頭の舞保存会、説経節の会、氷川神社獅子舞保存会、八王子車人形西川古柳座、八王子消防記念会
- (カ) 参 加 者 887人



山入の籠獅子舞



田守神社の獅子舞



八王子車人形

イ 伝統文化ふれあい事業

伝統文化ふれあい事業実行委員会が主催している「伝統文化ふれあい事業」について、文化財課では以下の講座を担当した。

(ア) 説経節体験・発表講座～三味線・語り～

東京都指定無形文化財の説経節（説経浄瑠璃）について、受講生に三味線や語りを経験してもらい、発表会を行うことによって、伝統芸能を身近に感じ、保存伝承についての理解を深めるため、開催した。この事業の事務局は、八王子市学園都市ふれあい財団と共同で担当した。

a 日時・会場

【ガイダンス・稽古】

令和6年（2024年）

10月13日（日）9時30分から11時30分

10月27日（日）9時30分から11時30分

11月10日（日）9時30分から11時30分

11月24日（日）9時30分から11時30分

12月1日（日）9時30分から11時30分

12月15日（日）9時30分から11時30分

12月22日（日）9時30分から11時30分

1月8日（水）18時30分から20時30分

1月22日（水）18時30分から20時30分

会場はすべて 学園都市センター 第5セミナー、サウンドルーム

【リハーサル】

1月25日（土）14時30分から21時00分 学園都市センター イベントホール

【発表会】

1月26日（日）9時30分から16時00分（開演13時30分）

学園都市センター イベントホール

b 講師 説経節の会（薩摩花太夫、薩摩桃太夫、薩摩久太夫、京屋巧、
薩摩宏太夫[敬称略]）

c 内容 演目：東海道中膝栗毛 赤坂並木の段

d 受講者 一般 7名

e 発表会鑑賞者 122名



練習風景



発表会

(イ) 木遣

- a 日時・会場 令和6年(2024年)11月21日(木) 19時00分から21時00分
善能寺太子堂
- b 講師 八王子消防記念会
- c 内容 木遣の練習風景の見学
- d 受講者 5名



練習風景

(ウ) 獅子舞

- a 日時・会場 令和6年(2024年)12月15日(日) 14時00分から16時00分
学園都市センター
- b 講師 小津獅子舞太刀保存会
- c 内容 獅子舞の道具や舞の解説など
- d 受講者 19名



解説風景

(2) 文化財見て歩き

ア 「絹の道を歩く」

令和5年(2023年)に鎌水の諏訪神社が日本遺産「霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語」の構成文化財に追加認定された。この機会に諏訪神社をはじめ、小泉家屋敷、絹の道資料館や絹の道を歩くことで、幕末から明治の桑都八王子の歴史について理解してもらうことを目的として開催した。

(ア) 日 時 令和6年(2024年)4月20日(土)

A班…9時45分集合、12時30分頃解散

B班…10時15分集合、12時45分頃解散

(イ) 講 師 文化財課学芸員 石垣・阿部

(ウ) 場 所 絹の道資料館(集合) → 大塚山公園(道了堂跡) → 諏訪神社 → 小泉家屋敷 → 大塚五郎吉屋敷跡(解散)

(エ) 参加者 36名(A班19名、B班17名)

(オ) アンケート満足度

満足 97% (大変満足 19名、満足 15名、普通 0名)

不満 3% (やや不満 1名、不満 0名)

アンケート未回答 1名

イ 「滝山城跡を歩く」

国指定史跡である「滝山城跡」は戦国時代の関東を代表する山城跡であり、八王子を知るうえで重要な文化財である。滝山城跡を文化財課学芸員が案内しながら市民と歩くことで、八王子の中世の歴史を広く理解してもらうことを目的として開催した。

(ア) 日 時 令和6年(2024年)11月16日(土)

A班…9時00分から11時15分

B班…9時30分から11時30分

C班…10時00分から12時00分

(イ) 講 師 文化財課学芸員 石垣・橋本・堀部

(ウ) 場 所 滝山城跡

(エ) 参加者 37名(A班16名、B班14名、C班7名)

(オ) アンケート満足度

満足 100% (大変満足 18名、満足 17名、普通 2名)

ウ 「八王子城跡を歩く」

八王子城は関東を代表する戦国時代の山城であり、日本100名城にも選定されている。その城

跡は国史跡であり、八王子の日本遺産構成文化財でもある。八王子を知るうえで重要なこの城跡を学芸員が解説しながら市民と歩き、市民に八王子の中世の歴史を広く理解してもらうことを目的として開催した。城跡の遺物を触ってもらったり、発掘成果の解説もすることで、ボランティアによるガイドとの差別化を図った。

(ア) 日 時 令和7年(2025年)2月22日(土)

A班…9時00分から11時00分

B班…10時15分から12時15分

(イ) 講 師 文化財課学芸員 村山・石垣

(ウ) 場 所 八王子城跡

(エ) 参加者 50名(A班25名、B班25名)

(オ) アンケート満足度

満足100%(大変満足28名、満足19名、普通2名)

アンケート未回答1名

(3) その他展示・講座

ア 展示

(ア) 企画展「窯がつくるくらしー平安時代のしごとー」

南多摩窯跡群で出土した須恵器を中心に展示し、平安時代の八王子の庶民の生活文化を紹介した。また南多摩窯跡群の須恵器が武蔵国府に納められていたことから、府中市と「平安時代と須恵器」のテーマで連携し、同時期に須恵器の展示を行った。

a 開始日 令和6年(2024年)10月5日(土)から11月10日(金)

b 場所 桑都日本遺産センター 八王子博物館

c 入館料 無料

d 展示資料 杯、碗、短頸壺、風字硯など



展示風景

(イ) 城山小学校 開校50周年プレ展示「八王子城・北条氏照」

城山小は令和7年(2025年)に開校50周年にあたることに先立ち、学区域の国指定史跡 八王子城跡の遺物と、「友垣絵巻」キャラクターのパネルを展示した。

a 開始日 令和6年(2024年)9月14日(土)から12月5日(木)

b 場所 城山小学校

c 展示資料 八王子城跡出土品、滝山城跡出土品など



展示風景

(ウ) 八王子多摩物産展記念イベント「戦国の八王子展～セレオ八王子の陣～」

八王子城跡や滝山城跡から発掘された遺物を中心に展示等を行った。併せて、歴史や文化財のPRキャラクター「北条氏照 友垣絵巻」を初披露目した。

a 開始日 令和6年(2024年)9月5日(木)から9月12日(木)まで

b 場所 セレオ八王子北館9階セレオガーデン

c 展示資料 八王子城跡出土品、滝山城跡出土品

イ 出前講座「八王子の文化財」

八王子市では市民の生涯学習活動に対する支援を目的として出前講座が開かれている。文化財担当は講座「八王子の文化財」を担当し、市民(グループ・団体の学習会等)の利用に供している。令和6年度(2024年度)は1件の申し込みがあり、職員を派遣した。内容は以下のとおりである。

(ア) 開催日 令和6年(2024年)6月27日(木)

(イ) 講師 文化財課学芸員(堀部 湧子)

(ウ) 参加者 30名

(4) 北海道白糠町小学生交流事業

北海道白糠町小学生交流事業は、平成 11 年度（1999 年度）に北海道白糠町が「ふるさと教育」の推進のために千人同心ゆかりの地である八王子市へ小学生を派遣したのが始まりである。その後、隔年で白糠町と八王子市を交互に訪問し交流を行っており、令和 6 年度（2024 年度）で 26 回目を迎えた。

令和 6 年度（2024 年度）北海道白糠町小学生交流事業

- ア 開催日 令和 6 年（2024 年）7 月 31 日から 8 月 3 日 3 泊 4 日
- イ 開催地 八王子市
- ウ 参加者 八王子市小学 5・6 年生 15 名、白糠町小学 5・6 年生 15 名
- エ 交流内容 八王子車人形体験、館クリーンセンター見学、八王子まつり見学など

(5) 利用申請

文化財の普及や魅力を発信するため、以下について撮影の利用申請を許可した。

撮影日	撮影場所	目的
令和 6 年（2024 年） 7 月 19 日	八王子城跡	T V シリーズ特撮番組撮影
9 月 30 日	八王子城跡	T V 情報番組撮影
10 月 15 日	八王子城跡	T V シリーズ特撮番組撮影
11 月 6 日	八王子城跡	プロモーション映像撮影
11 月 11 日（中止）	八王子城跡	ポートレート撮影
令和 7 年（2025 年） 2 月 13 日	八王子城跡	WebCM 撮影

5 日本遺産

(1) 桑都日本遺産センター 八王子博物館（愛称：はちはく）

ア 利用状況

開館日数 349 日

入館者数 54,0297 人

イ 事業実績（小規模な企画展は入館・参加者数をカッコ書きとし、合計に含めない）

事業名	事業内容	開催期間(開催日数)	入館・参加者数
企画展	「桑都・八王子の彩り」	4月6日～7月8日	12,995
	「焼け跡からの復興と1964東京オリンピック」	7月13日～9月29日	15,775
	「窯がつくる暮らし ～平安時代のしごと～」	10月5日～11月10日	5,479
	姉妹都市盟約50周年記念事業 「八王子の姉妹都市 ～千人同心がつかない三都物語～」	11月16日～1月13日	7,539
	「未来への贈り物 ―令和5年度寄贈資料展―」 (入館者数は3月31日のものまで)	1月18日～4月21日	10,475
計			52,263
体験学習 ・講座	みんなで楽しむお手玉遊び	毎月最終日曜日 開催(計12回)	延べ157
	ミニ公演「はちはくで説経節を聴こう！」	5月19日	32
	生涯学習センター市民自由講座「鎌倉武士たちの足跡～市内の伝承地をわかりやすく紹介～」	6月28日	56
	戦争関連講座①「八王子空襲の体験談を聞く」	8月11日	28
	戦争関連講座②「戦争体験を聞く」	8月12日	23
	ワークショップ「繭と生糸の魅力を発見！」	8月12・13日	238
	回想法研修(Innovate MUSEUM事業)	10月1・8日	21
	「みんなで語って描こう昔の大横の地図」 (Innovate MUSEUM事業)	10月24日	8
	ご高齢の方も楽しめるワークショップ「まゆ玉キーホルダー作り」(Innovate MUSEUM事業)	11月17日	92
	第13回東京シルク展「残したい、東京八王子のシルクとモノづくりの心」(主催:多摩シルクライフ21研究会)	11月22～24日	815
	姉妹都市盟約50周年記念事業 見て歩き「八王子千人同心 ゆかりの地を歩こう！」	11月30日	43
	ご高齢の方も楽しめるワークショップ「まゆ毛羽オーナメント作り」(Innovate MUSEUM事業)	12月8日	66
市民自由講座「戦国時代の八王子市域と八王子城」	1月11日	163	

体験学習 ・講座	ご高齢の方も楽しめるワークショップ「繭で糸繰り体験」 (Innovate MUSEUM事業)	2月9日	66
	講演会「これからの博物館」(Innovate MUSEUM事業)	2月14日	42
	はちはく懐かし談話会 (テーマ遠足) (Innovate MUSEUM事業)	2月17日	2
	桑都歴史トークショー(江戸情緒あふれる景観創出事業 「八王子桑都千景」関連イベント)	3月1日・2日	55
	白地図ワークショップ(台町)	3月17日	15
	ワークショップ「ハチオウジゾウのまゆ人形を作ろう」	3月22日	12
	はちはく懐かし談話会(テーマ卒業式)	3月26日	2
	寄贈者からのお話「八王子銘仙とその図案」	3月29日	15
計			1,951

ウ 教育支援事業実施状況

(ア) 総合的な学習の受け入れ 10校 403人

(イ) その他教育連携等

No.	実施日	学校名等	内容
1	7月6日	帝京大学	連携協力事業「狭間地域の巡見と聞き書き実習～狭間の獅子舞コースをたどる～」
2	7月30日	第八小学校(教諭2名)	新任教員研修受入
3	8月6日	文化学園大学	協働型課題解決ワークショップ
4	8月13日	帝京大学	大学コンソーシアム八王子令和6年度学生企画事業協力
5	10月8日	東京学芸大学	社会教育実習受入
6	10月17日	東京都立八王子東特殊支援学校高等部	出張授業
7	10月26日	第四小学校(教諭1名)	新任教員研修受入
8	1月25日	東浅川小学校6年生	「冬楽校」(公開授業)
9	2月8日	中山中学校1年生	笑顔と学びの体験活動プロジェクト(「八王子の歴史を知ろう!～八王子織物・八王子空襲～」体験談と解説・資料の体験)
10	2月18日	松木小学校3年生	出前授業(昔の道具体験)
11	2月25日	散田小学校3年生	出前授業(昔の道具体験)

エ ガイドボランティア紙芝居上演実績

事業名	事業内容	開催日	参加者数
講座 (ガイドボランティア実施)	松姫ものがたり	4月28日	30
	八王子の大久保長安	5月26日	15
	八王子城主北条氏照	6月30日	10
	八王子空襲	7月28日	7
	松姫ものがたり	8月25日	12
	八王子の大久保長安	9月29日	5
	日光と八王子千人同心	10月27日	15
	八王子城主北条氏照	11月24日	19
	松姫ものがたり	12月22日	9
	鱧水商人と絹の道(新作)	1月26日	27
	八王子空襲	2月23日	13
	八王子の大久保長安	3月30日	16
	館内上演 小計	—	178
	—	—	—
	出張上演 小計	—	0
	計	—	178

(2) 日本遺産「桑都物語」推進協議会

令和2年度(2020年度)に設立された『日本遺産「桑都物語」推進協議会』(事務局:日本遺産推進課(文化財課日本遺産推進担当併任)。以下、「協議会」という。)を運営し、引き続き、日本遺産を活用したさまざまな事業を展開した。

【総会】

第1回総会(令和6年(2024年)7月10日(水))

- ・ 役員の選任について
- ・ 令和5年度事業実績について
- ・ 令和5年度収支決算について
- ・ 令和5年度監査報告について
- ・ 日本遺産「桑都物語」推進協議会規約の改訂について
- ・ 令和6年度事業計画(案)について
- ・ 令和6年度収支予算(案)について
- ・ 令和6年度日本遺産連盟役員の選任について
- ・ 「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」記録集について(報告)
- ・ 日本遺産総括評価・継続審査について(報告)
- ・ 文化庁「100年フード」の認定について(報告)
- ・ 笑顔と学びの体験活動プロジェクトについて(報告)
- ・ 日本遺産ロゴマーク使用申請及び後援名義使用申請の状況について(報告)
- ・ 日本遺産ポロシャツについて(その他)

第2回総会(令和6年(2024年)1月31日(金))

- ・ 令和6年度日本遺産推進事業の進捗状況について(報告)
- ・ 「日本遺産の日」関連イベントについて(報告)
- ・ 「日本遺産連盟 令和6年度総会」について(報告)
- ・ 日本遺産総括評価・継続審査について(報告)
- ・ 令和7年度事業計画(案)について(協議)



第1回総会



日本遺産マルシェ京都
(「日本遺産の日」関連イベント)

(3) 日本遺産関連事業

ア 日本遺産「桑都物語」推進協議会実施事業

人材育成、普及啓発、調査研究、情報コンテンツ作成、活用整備の各事業や、その他必要な事業を行い、日本遺産関連事業を推進した。

【主な事業】

- ・外国語ガイドボランティア育成（人材育成事業）
八王子の日本遺産ストーリーや市内に点在する様々な構成文化財の魅力を発信する中学生・高校生を育成。
- ・日本遺産・桑都フェスタ 2025～繊維でつながる「織物のまち」～開催（普及啓発事業）
「繊維」をテーマに持つ日本遺産認定団体及び「桑都」にちなんだ市内事業者が出展し、日本遺産をPRするイベントを開催。
- ・100年続く桑都の食開発事業（普及啓発事業）
市内で開発・製造されている食用の「桑の葉」を使用した、市内の学校給食で提供しているソースを「八王子桑都ソース」として商品化。
- ・桑都ブランド「ottary」商品開発事業（調査研究事業）
八王子産テキスタイルブランド「ottary(オッターリー)」のオリジナル商品（「街歩きトートバッグ」「山歩きタオル」）を開発。
- ・＃いこうよ桑都～桑都・八王子魅力発信事業～（情報コンテンツ作成事業）
インフルエンサー起用した、八王子の日本遺産の魅力を発信する動画を制作し、SNSで発信。



外国語ガイドボランティア



日本遺産・桑都フェスタ 2025



桑都ブランド「ottary」
（山歩きタオル）

イ 市・市教委実施事業

各所管のさまざまな事業において「日本遺産」の活用及びその魅力を発信する取組を実施した。

【主な事業】

- ・桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちほく）で日本遺産に関連する資料展示、イベント開催（文化財課）
- ・八王子城跡の保存整備（文化財課）
- ・八王子市・苫小牧市・日光市 姉妹都市盟約 50周年記念事業「三都絆祭」の開催（秘書課）
- ・夏の高尾山ライトアップ、八王子オープンファクトリーの開催（観光課）
- ・「八王子桑都千景事業」の実施（市街地活性化課、観光課）
- ・市内小・中・義務教育学校に日本遺産給食を提供（学校給食課）

(4) 笑顔と学びの体験活動プロジェクト

東京都が都内の公立学校を対象に多様な体験活動の機会を提供する「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を活用し、市内の市立小・中・義務教育学校を対象に「八王子市版 笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を実施した。

本プロジェクトでは、令和4年度(2022年度)に実施した「子どもを笑顔にするプロジェクト」に引き続き、日本遺産をテーマに子どもたちへ文化財の魅力を伝え、理解を深めてもらう機会として、市内の市立小・中・義務教育学校107校でプログラムを実施した。

「八王子市版 笑顔と学びの体験活動プロジェクト」実施一覧

事業 No.	事業名	内容	実施校数	内訳		
				小	中	義務教育 学校
1	【日本遺産】 高尾山薬王院について学ぼう(校内)	・高尾山薬王院から講師(僧侶)を学校に招き、高尾山の歴史等の講話を聞く。 ・市職員・学芸員が日本遺産の魅力について説明。	5	2	3	
2	【日本遺産】 高尾山薬王院について学ぼう(校外)	・高尾山薬王院を訪問し、市職員・学芸員が日本遺産の魅力について解説。 ・高尾山薬王院の講師(僧侶)に高尾山の歴史等の講話を聞くほか、薬王院にて季節の精進料理を食べる。 ・高尾599ミュージアムを見学し、高尾の自然を学ぶ。	19	12	7	
3	【日本遺産】 八王子車人形について学ぼう(校内)	・八王子車人形の西川古柳座を学校に招き、演目を鑑賞するほか、車人形の操演を体験する。	30	20	9	1
4	【日本遺産】 八王子芸妓について学ぼう(校内)	・八王子芸妓を学校に招き、踊りの実演・体験、所作や礼法等を学ぶ。	8	3	5	
5	【日本遺産・八王子城跡】 折り兜(おりかぶと)を作ろう(校内)	・市職員・学芸員が日本遺産や文化財の魅力について解説。 ・NPO法人八王子城跡三ッ峠会による75cm四方の折り紙をから兜を作成する。	2	2		
6	【日本遺産・八王子城跡】 まきびし作りを体験しよう(校内)	・市職員・学芸員による日本遺産や文化財の魅力について解説。 ・八王子城跡で出土した「まきびし」のレプリカづくりを体験する。	3	2	1	
7	【日本遺産・八王子城跡】 遺跡の発掘を体験しよう～君も未来の考古学者～(校内)	・市職員・学芸員による日本遺産、八王子城跡から発掘された遺物等の紹介。 ・卵の殻を遺物に見立て、机上でできる発掘作業を体験する。	2	1	1	
8	【日本遺産】 八王子城跡について学ぼう(校外)	・市職員・学芸員の解説で八王子城跡を見学し、日本遺産の構成文化財や歴史の魅力を身近に感じてもらう。	1	1		
9	【日本遺産】 はちはくで日本遺産について学ぼう(校外)	・市職員・学芸員の解説ではちばく(桑都日本遺産センター八王子博物館)を見学し、日本遺産の構成文化財や歴史の魅力を身近に感じてもらう。	2	2		
10	【日本遺産】 八王子織物・多摩織物について学ぼう(校外)	・多摩織工芸館(八王子織物工業組合内)を訪問し、八王子織物・多摩織物の歴史を学ぶほか、織機の操作を体験する。(平日)	2	1	1	
11	【日本遺産・歴史・文化・伝統芸能】 出前講座(校内)	・市職員・学芸員が学校を訪問し、日本遺産や文化財の魅力について解説。	5	4	1	
12	【日本遺産・歴史・文化・伝統芸能・その他】 地域の人材・資源活用枠(校内・校外)	・各校が企画する、地域の市民活動団体等が行う伝統芸能、郷土学習等、地域とのつながりや地域の特色を活かした体験活動を「自校プログラム」として実施。	28	19	9	
計			107	69	37	1

Ⅲ 資料

1 八王子市文化財保護条例

昭和52年3月15日

条例第6号

改正 平成17年3月1日条例第4号 平成19年9月28日条例第51号

八王子市文化財保護条例（昭和30年八王子市条例第23号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市指定有形文化財（第4条—第19条）

第3章 市指定無形文化財（第20条—第25条）

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第26条—第32条）

第5章 市指定史跡旧跡名勝天然記念物（第33条—第36条）

第6章 市選定保存技術（第37条—第41条）

第7章 文化財保護審議会（第42条—第51条）

第8章 雑則（第52条—第54条）

第9章 罰則（第55条—第58条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、八王子市（以下「市」という。）の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （2） 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （3） 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれら

に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁^{りょう}、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市等の責務）

第3条 市は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

- 2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 4 八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び都条例第4条第1項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、市にとって重要なものを八王子市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があつたとき、又は都条例第4条第1項の規定による東京都指定有形文化財の指定があつたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づいて定める八王子市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届出することをもつて足りる。

(管理又は修理の補助)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当

該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場

合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限つて教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期間を限つて、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定により出品した所有者に対し、謝礼金を支給することができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があつた場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第20条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び都条例第20条第1項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとつて重要なものを八王子市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(解除)

第21条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、又は都条例第20条第1項の規定による東京都指定無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

（公開）

第24条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第16条第3項及び第6項の規定を準用する。
- 3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用の一部を予算の範囲内で負担することができる。

4 前項の規定により市が費用の一部を負担する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを八王子市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを八王子市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

4 第1項の規定により市指定無形民俗文化財を指定した場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体（代表者の定めのあるものに限る。以下次条において同じ。）があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたとき、及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定有形民俗文化財又は東京都指定無形民俗文化財の指定があつたときは、当該市指定有形民俗文化財又は当該市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を

告示しなければならない。

- 7 第1項の規定により市指定無形民俗文化財の指定を解除した場合又は第4項の規定により市指定無形民俗文化財の指定が解除された場合に、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又は団体の代表者に指定の解除を通知するものとする。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第28条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第29条 第6条から第13条まで及び第16条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第31条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開には、第24条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第32条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡旧跡名勝天然記念物

(指定)

第33条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝及び天然記念物に指定されたもの並びに都条例第33条第1項の規定により東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを、八王子市指定史跡（以下「市指定史跡」という。）、八王子市指定旧跡（以下「市指定旧跡」という。）、八王子市指定名勝（以下「市指定名勝」という。）又は八王子市指定天然記念物（以下「市指定天然記念物」という。）（以下これらを「市指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第34条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物が市指定史跡旧跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡旧跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があつたとき、又は都条例第33条第1項の規定により東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定があつたときは、当該市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項及び第5項の規定を、前項の場合には第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(次条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第18条及び第19条の規定は、市指定史跡旧跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 市選定保存技術

(選定等)

第37条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により、選定保存技術に選定されたもの及び都条例第37条第1項の規定により都選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを八王子市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第20条第3項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第38条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第21条第3項の規定を準用する。
- 4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定及び都条例第37条第1項の規定により都選定保存技術の選定があつたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第21条第5項の規定を準用する。
- 6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第39条 保持者及び保存団体には、第22条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

（保存）

第40条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

（保存に関する指導又は助言）

第41条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第7章 文化財保護審議会

（設置）

第42条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会に、八王子市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第43条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（審議会への諮問）

第44条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
 - (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
 - (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
 - (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
 - (5) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
 - (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
 - (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- (組織)

第45条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の選任)

第46条 委員及び臨時委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第47条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったとき退任するものとする。

(会長及び副会長)

第48条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第49条 審議会は、会長が招集する。

(議事)

第50条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第51条 審議会に専門的事項を調査研究するため部会を置くことができる。

第8章 雑則

(標識等の設置)

第52条 教育委員会は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物のうち、市民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該市指定の文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置し、これを当該市指定の文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に管理させることができる。
(記録の作成等)

第53条 教育委員会は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財以外の無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び都条例第20条第1項の規定により東京都指定無形文化財に指定されたものを除く。)及び無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び都条例第26条第1項の規定により東京都指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、特に必要があると認めるものについて、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、当該無形文化財又は当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に当たることを適当と認める者に対し、当該公開等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第9章 罰則

(刑罰)

第55条 市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第56条 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡させた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第57条 第14条(第36条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

(八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例の廃止)

2 八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和30年八王子市条例第24号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の八王子市文化財保護条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定により、次の表の左欄に掲げる種別の市文化財として指定されている市文化財は、第4条、第26条及び第33条の規定により、同表の左欄の市文化財の種別に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる市指定の文化財として指定されたものとみなす。

市重宝、市郷土資料	市指定有形文化財
市技芸	市指定無形民俗文化財
市史跡	市指定史跡
市天然記念物	市指定天然記念物

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第7条第1項の規定により交付されている指定書は、第4条第5項（第26条第2項及び第33条第2項で準用する場合を含む。）の規定により交付された指定書とみなす。

5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第9条の規定により設置されている保存施設のうち標識又は説明板は、第52条の規定により設置された標識又は説明板とみなす。

6 この条例の施行の際、現に改正前の条例第11条の規定により選任され、教育委員会に届出のなされている管理責任者は、第6条（第29条及び第36条で準用する場合を含む。）の規定により選任され、教育委員会に届出のあつた管理責任者とみなす。

7 改正前の条例第14条の規定によりなされた許可は、当該許可に係る現状の変更が完了するまでなお効力を有する。

8 この条例の施行前に、改正前の条例第15条の規定により、管理、修理又は復旧に関し、補助金の交付を受けている市文化財の有償譲渡の場合の納付金の納付については、なお従前の例による。

9 この条例の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月1日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第51号）

この条例は、平成19年11月1日から施行する。

2 文化財の指定状況（令和7年（2025年）3月31日現在）

指定等区分 (件数)	種別		件
国指定 (10)	史跡		5
	有形文化財	書跡	1
		工芸品	3
	無形民俗文化財	民俗芸能	1
都指定 (45)	有形文化財	建造物	7
		絵画	2
		彫刻	10
		工芸品	1
		古文書	3
		考古資料	2
	無形文化財	芸能	1
	有形民俗文化財	民俗資料	1
	無形民俗文化財	民俗技術	1
	史跡		2
	旧跡		12
天然記念物		3	
指定 (204)	有形文化財	建造物	2
		絵画	3
		彫刻	4
		工芸品	34
		刀剣	73
		考古資料	4
		古文書	22
		歴史資料	7
	有形民俗文化財	民俗資料	10
	無形民俗文化財	郷土芸能	10
		風俗習慣	1
	史跡		20
	旧跡		3
天然記念物		11	
指定文化財合計			259
国選定 (2)	文化財の保存技術（選定保存技術）		2

3 市内指定文化財一覧（令和7年（2025年）3月31日現在）

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
1	船田石器時代遺跡	国指定史跡			昭和3年1月18日
2	小仏関跡	国指定史跡			昭和3年1月18日
3	滝山城跡	国指定史跡			昭和26年6月9日
4	八王子城跡	国指定史跡			昭和26年6月9日
5	櫛田遺跡	国指定史跡			昭和53年5月11日
6	相模集	国指定 有形文化財	書跡	1帖	昭和30年2月2日
7	太刀（一）	国指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和17年6月26日
8	太刀（近景）	国指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和17年6月26日
9	太刀（有綱）	国指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和28年3月31日
10	八王子車人形	国指定重要無形 民俗文化財	民俗芸能		令和4年3月23日
11	薬王院飯繩権現堂	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和27年11月3日
12	高尾山不動堂 附 須弥壇一基	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和28年11月3日
13	西蓮寺薬師堂 附 厨子一基	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和31年3月3日
14	広園寺 総門・山門・仏殿・鐘楼 附 銅鐘一口	都指定 有形文化財	建造物	4棟	昭和34年2月21日
15	薬王院仁王門	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和35年8月30日
16	浄福寺観音堂内厨子	都指定 有形文化財	建造物	1基	昭和37年3月31日
17	薬王院大師堂	都指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和53年3月16日
18	紙本着色高野山図絵	都指定 有形文化財	絵画	1隻	昭和37年3月31日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
19	紙本着色西王母図	都指定 有形文化財	絵画	1 双	昭和 37 年 3 月 31 日
20	木造蔵王権現立像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 31 年 3 月 3 日
21	木造十一面観音立像（二軀）・木造菩薩型立像（一軀）	都指定 有形文化財	彫刻	2 軀	昭和 31 年 3 月 3 日
22	木造毘沙門天立像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 35 年 4 月 1 日
23	木造盧遮那仏坐像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 36 年 1 月 31 日
24	木造十一面観世音菩薩立像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 36 年 1 月 31 日
25	木造薬師如来坐像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
26	木造法光円融禅師坐像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
27	木造大日如来（金剛界）坐像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
28	木造不動明王及び二童子立像	都指定 有形文化財	彫刻	3 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
29	木造地藏菩薩立像	都指定 有形文化財	彫刻	1 軀	昭和 37 年 3 月 31 日
30	木造軍船ひな形 附正徳四年十二月十六日仁科資真寄付状・寄付目録	都指定 有形文化財	工芸品	2 艘 2 通	昭和 33 年 10 月 7 日
31	八王子市中山白山神社経塚群出土品	都指定 有形文化財	考古資料	10 巻 8 口 3 面	昭和 36 年 1 月 31 日
32	小泉家屋敷	都指定 有形民俗文化財	民俗資料	1 ヶ所	昭和 47 年 4 月 19 日
33	南多摩のメカイ製作技術	都指定 無形民俗文化財	民俗技術		令和 5 年 3 月 16 日
34	説経浄瑠璃	都指定 無形文化財	芸能		昭和 57 年 3 月 31 日
35	広園寺境域	都指定史跡			昭和 34 年 2 月 21 日
36	長田作左衛門墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日
37	玉田院墓	都指定旧跡			昭和 30 年 3 月 28 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
38	塩野適齋墓	都指定旧跡			昭和30年3月28日
39	植田孟縉墓	都指定旧跡			昭和30年3月28日
40	初沢城跡	都指定旧跡			昭和30年3月28日
41	北条氏照及び家臣墓	都指定旧跡			昭和30年3月28日
42	松原庵星布墓	都指定旧跡			昭和30年3月28日
43	横山氏墓	都指定旧跡			昭和30年3月28日
44	原胤敦墓	都指定旧跡			昭和30年3月28日
45	片倉城跡	都指定史跡			平成11年3月3日
46	北大谷古墳	都指定旧跡			昭和30年3月28日
47	横山党根拠地	都指定旧跡			昭和30年3月28日
48	松本斗機蔵墓	都指定旧跡			昭和30年3月28日
49	高尾山のスギ並木	都指定 天然記念物			昭和27年11月3日
50	小仏のカゴノキ	都指定 天然記念物			昭和37年3月31日
51	高尾山の飯盛スギ	都指定 天然記念物			昭和39年4月28日
52	桑都日記稿本	都指定 有形文化財	古文書	49冊	昭和62年2月24日
53	旧多摩郡鎌水村名主大塚家文書	都指定 有形文化財	古文書	2116点	平成1年3月24日
54	高尾山薬王院文書	都指定 有形文化財	古文書	2573点	平成4年3月30日
55	宇津木向原遺跡方形周溝墓出土品	都指定 有形文化財	考古資料	17点	平成26年3月25日
56	桂福寺鐘楼山門	八王子市指定 有形文化財	建造物	1棟	昭和39年7月23日
57	諏訪神社社殿 附 棟札など	八王子市指定 有形文化財	建造物	4棟 7点	平成7年3月28日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
58	絹本着色大内図巻	八王子市指定 有形文化財	絵画	2巻	昭和36年6月1日
59	絹本着色関根伝次郎光重寿像・絹本 宝珠図	八王子市指定 有形文化財	絵画	2幅	昭和36年6月1日
60	紙本墨画松原庵星布尼自筆自画像	八王子市指定 有形文化財	絵画	1幅	昭和39年7月23日
61	木造阿弥陀如来立像	八王子市指定 有形文化財	彫刻	1躰	昭和31年7月28日
62	木造松姫坐像	八王子市指定 有形文化財	彫刻	1躰	昭和39年7月23日
63	木造石平道人坐像	八王子市指定 有形文化財	彫刻	1躰	昭和39年7月23日
64	木造聖観音菩薩坐像	八王子市指定 有形文化財	彫刻	1躰	昭和45年1月22日
65	龍光寺金銅孔雀文磬	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和31年3月30日
66	金銅薬師如来倚像	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1躰	昭和31年3月30日
67	子安神社懸仏	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1面	昭和31年3月30日
68	勝手神社懸仏	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1面	昭和31年3月30日
69	大善寺銅造梵鐘	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和31年3月30日
70	銅造応永の鰐口	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和31年3月30日
71	八王子神社扁額	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1面	昭和31年7月28日
72	千人頭六二間筋兜	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和39年7月23日
73	千人頭の具足	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1組	昭和39年7月23日
74	宗関寺銅造梵鐘	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和39年7月23日
75	銅造地藏菩薩坐像	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1躰	昭和39年7月23日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
76	時の鐘	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和39年7月23日
77	横山町三丁目の山車人形	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1躰	昭和39年7月23日
78	銅造享祿の地藏堂鱧口	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年1月22日
79	三崎町の山車	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
80	中町の山車 附 山車人形「諫鼓鳥」	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
81	元横山町の山車	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
82	南町の山車 附 山車人形岩座	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
83	大横町の山車	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
84	本町の山車	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
85	八幡町(旧一丁目)の山車 附 山車人形「神武天皇」	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
86	八幡町(旧二丁目)の山車 附 山車人形(岩座を含む)「諫鼓鳥」	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
87	八幡上町の山車	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
88	八木町の山車	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
89	追分町の山車	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
90	日吉町の山車	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1口	昭和45年7月23日
91	南町の御神酒椀	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1双	昭和45年7月23日
92	鉄造聖観音菩薩立像	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1躰	昭和48年4月26日
93	多賀神社神輿(三輪御所車含む)	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1基	昭和52年11月5日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
94	横山町三丁目の大獅子頭	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 対	昭和 60 年 8 月 1 日
95	龍光寺の鰐口	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	平成 7 年 3 月 28 日
96	住吉神社の鰐口	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 口	平成 7 年 3 月 28 日
97	上八日町の山車人形「素戔鳴尊」	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 躰	平成 14 年 7 月 26 日
98	八幡町の御神酒杵	八王子市指定 有形文化財	工芸品	1 双	平成 14 年 7 月 26 日
99	薙刀（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
100	刀（武州住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
101	脇指（武州下原住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
102	刀（武州下原住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
103	刀（松斎）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
104	太刀	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 39 年 1 月 23 日
105	刀（照重） 脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
106	槍（武州下原住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
107	刀（半左衛門尉猪広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
108	刀（武州下原住山本外記周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
109	刀（武州住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
110	薙刀（武蔵太郎源安貞）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
111	脇指（土佐守藤原正宗）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
112	脇指（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
113	針（武州住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
114	脇指（康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
115	薙刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 40 年 6 月 26 日
116	刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
117	脇指（武州下原住春重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
118	刀・脇指（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
119	刀（因幡守広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
120	脇指（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
121	刀（武州住兼植）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
122	短刀（濤江介正近）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
123	脇指（武州下原住山本与五郎康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
124	刀（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
125	刀・脇指（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
126	脇指（武州下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
127	脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
128	脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日
129	刀（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 41 年 10 月 27 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
130	脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
131	刀（奉納御宝前）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
132	刀（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
133	刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
134	脇指（武州住照広）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
135	薙刀（武州下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
136	刀（相模守藤原広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
137	薙刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
138	刀（応菊谷孔重需正近）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
139	刀（武州下原住康重） 脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
140	槍（下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
141	脇指（武州住外記利長）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
142	脇指（武州下原住康広）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
143	刀（武蔵太郎安國）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
144	刀（武州下原住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
145	槍（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
146	刀（武蔵太郎安貞）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
147	薙刀（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
148	刀（武州下原住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
149	刀（武州下原住山本内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 42 年 9 月 28 日
150	刀（周重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
151	刀（武州住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
152	脇指（武州住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
153	脇指（武州下原住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
154	刀（武州下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
155	脇指（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
156	刀（武州下原住山本源次照重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
157	脇指（武州下原住正重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
158	槍（武州下原住康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
159	刀（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
160	脇指（広重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
161	刀（但馬守藤原国重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 44 年 3 月 26 日
162	脇指（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
163	脇指（武州住周重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
164	薙刀（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
165	脇指（武州慈根字住人宗国）	八王子市指定 有形文化財	刀劍	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
166	刀（武州下原住山本源二郎照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
167	槍（武州下原住広重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
168	脇指（於小比企濤江介正近）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
169	脇指（房州下原康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
170	刀（武州住照重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
171	槍（武州下原住内記康重）	八王子市指定 有形文化財	刀剣	1 振	昭和 46 年 11 月 25 日
172	考古資料（井上コレクション）	八王子市指定 有形文化財	考古資料	1785 点	昭和 39 年 7 月 23 日
173	弥生式土器	八王子市指定 有形文化財	考古資料	1 括	昭和 39 年 7 月 23 日
174	縄文式土器	八王子市指定 有形文化財	考古資料	1 括	昭和 39 年 7 月 23 日
175	小銅鐸（中郷遺跡出土）	八王子市指定 有形文化財	考古資料	1 点	令和 6 年 3 月 25 日
176	円福寺の大般若経	八王子市指定 有形文化財	古文書	70 冊	昭和 31 年 7 月 28 日
177	伊藤家八王子千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 括	昭和 33 年 8 月 28 日
178	松村家八王子千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	39 点	昭和 33 年 8 月 28 日
179	粟沢家八王子千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	157 点	昭和 33 年 8 月 28 日
180	小松茂盛氏収集八王子千人同心関係 文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 括	昭和 33 年 8 月 28 日
181	北条氏照書簡他（宝生寺文書）	八王子市指定 有形文化財	古文書	5 点	昭和 33 年 8 月 28 日
182	関文川書簡	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 巻	昭和 36 年 6 月 1 日
183	河野家千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	643 点	昭和 39 年 7 月 23 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
184	新野家文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	290 点	昭和 39 年 7 月 23 日
185	磯沼家村方文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	約 3,000 点	昭和 39 年 7 月 23 日
186	武田信玄感状	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 通	昭和 39 年 7 月 23 日
187	秋山家八王子千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	205 点	昭和 39 年 7 月 23 日
188	草木家村方文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 括	昭和 39 年 7 月 23 日
189	今川義元代官職預状外	八王子市指定 有形文化財	古文書	2 通	昭和 39 年 7 月 23 日
190	北条氏朱印状	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 通	昭和 39 年 7 月 23 日
191	高乗寺文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 括	昭和 39 年 7 月 23 日
192	諸色覚日記（石川日記）	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 括	昭和 39 年 7 月 23 日
193	尾崎日記	八王子市指定 有形文化財	古文書	36 冊	昭和 46 年 4 月 21 日
194	大石系図	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 巻	昭和 48 年 4 月 26 日
195	北条氏照朱印状	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 点	平成 19 年 5 月 9 日
196	清鏡寺の豊臣秀吉禁制	八王子市指定 有形文化財	古文書	1 点	平成 23 年 8 月 24 日
197	大野家千人同心関係文書	八王子市指定 有形文化財	古文書	12 点	平成 29 年 2 月 11 日
198	八王子空襲焼け跡写真原板	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	4 点	平成 17 年 11 月 15 日
199	千人同心組頭三木家の肖像画	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	5 点	平成 21 年 12 月 16 日
200	天然理心流師範増田蔵六肖像画	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1 点	平成 21 年 12 月 16 日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
201	住吉神社の算額	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1点	平成23年8月24日
202	傳法院石塀	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1点	平成25年3月21日
203	松原庵星布の俳額	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1点	平成27年4月28日
204	御嶽神社の天然理心流奉納額	八王子市指定 有形文化財	歴史資料	1点	平成29年2月11日
205	狭間の獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
206	四谷の龍頭舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
207	梅坪の鯨獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
208	小津の獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
209	山入の鯨獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
210	今熊神社の獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
211	田守神社の獅子舞 附「永代神口 官」軸	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
212	氷川神社の獅子舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
213	石川町龍頭の舞	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年10月28日
214	木遣	八王子市指定 無形民俗文化財	郷土芸能		昭和35年11月19日
215	上案下のセエノカミ	八王子市指定 無形民俗文化財	風俗習慣		平成17年11月15日
216	興林寺の弘安の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1基	昭和31年7月28日
217	龍光寺の文和の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1基	昭和31年7月28日
218	禅東院の応永の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1基	昭和31年7月28日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
219	多賀神社扁額	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1面	昭和34年2月26日
220	龍源寺の文安の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1基	昭和39年7月23日
221	安楽院の文永の板碑	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1基	昭和39年7月23日
222	蓮生寺の宝篋印塔	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1基	昭和45年1月22日
223	龍生寺阿弥陀堂の宝篋印塔	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1基	昭和45年1月22日
224	松木七郎の宝篋印塔	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	1基	昭和45年1月22日
225	直入院石造五智如来立像	八王子市指定 有形民俗文化財	民俗資料	5体	昭和52年4月28日
226	北野石器時代住居跡	八王子市指定 史跡			昭和31年3月30日
227	松姫尼公墓	八王子市指定 史跡			昭和31年3月30日
228	石見土手	八王子市指定 史跡			昭和31年3月30日
229	石平道人墓	八王子市指定 史跡			昭和31年7月28日
230	武蔵太郎安國墓	八王子市指定 史跡			昭和31年7月28日
231	市守神社	八王子市指定 史跡			昭和31年7月28日
232	口留番所跡	八王子市指定 史跡			昭和31年7月28日
233	石坂弥次右衛門墓	八王子市指定 史跡			昭和33年4月17日
234	新町竹の鼻の一里塚跡	八王子市指定 史跡			昭和38年4月1日
235	大久保石見守長安陣屋跡	八王子市指定 史跡			昭和39年7月23日
236	小谷田子寅の碑	八王子市指定 史跡			昭和39年7月23日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
237	下原刀鍛冶発祥の地	八王子市指定 史跡			昭和43年3月2日
238	下原刀匠康重鍛刀の地	八王子市指定 史跡			昭和43年3月2日
239	下原刀匠照重鍛刀の地	八王子市指定 史跡			昭和43年3月2日
240	大石氏居館跡	八王子市指定 史跡			昭和45年1月22日
241	中田遺跡	八王子市指定 史跡			昭和45年3月28日
242	浄福寺城跡（新城跡）	八王子市指定 史跡			昭和47年1月27日
243	絹の道	八王子市指定 史跡			昭和47年10月26日
244	高楽寺横穴石仏群	八王子市指定 史跡			昭和52年4月28日
245	下原刀匠山本但馬国重鍛刀の地	八王子市指定 史跡			昭和52年9月30日
246	長田作左衛門邸跡伝承地	八王子市指定 旧跡			平成16年10月8日
247	廿里古戦場	八王子市指定 旧跡			平成16年10月8日
248	真覚寺蛙合戦の旧地	八王子市指定 旧跡			平成16年10月8日
249	高月のクワ	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和39年7月23日
250	平町大蔵院のイチョウ	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和39年7月23日
251	高尾たコスギ	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和39年7月23日
252	甲州街道イチョウ並木	八王子市指定 天然記念物		761本	昭和39年7月23日
253	松木大石宗虎屋敷のサルスベリ	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和45年1月22日
254	下柚木御嶽神社のスダジイ	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和45年1月22日

番号	名称	文化財分類	種類	員数	文化財指定日
255	南大沢のオオツクバネガン	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和46年4月21日
256	小田野のキンモクセイ	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和47年10月26日
257	大塚神明社のイチョウ	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和48年5月24日
258	宇津貫毘沙門天のスダジイ	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和48年5月24日
259	旧横山事務所のオオツクバネガン	八王子市指定 天然記念物		1株	昭和50年3月5日

4 日本遺産構成文化財一覧（令和7年（2025年）3月31日現在）

番号	文化財の名称	指定等の状況	説明
①	八王子城跡	国史跡	天正10～15年（1582～1587年）頃に、北条氏照により築城された小田原北条氏最大の支城です。築城から10年経たずに落城したため、発掘された遺構・遺物の時代を特定できる点で極めて貴重な遺跡です。戦国末期の石垣をはじめとする山城の様相を遺し、御主殿跡や古道などが復元され、戦国時代の山城を体感することができます。麓には、「八王子城跡ガイダンス施設」があり、甲冑体験や北条氏と城の歴史を知ることができます。 （日本100名城選定）
②	八王子城跡 御主殿出土品	未指定 （考古資料）	出土した遺物は約7万点にのぼります。出土品からは戦国時代の生活や城での戦いの様相などをうかがうことができます。国内で他に例のないベネチア産のレースガラス器をはじめ数多くの舶来品も出土したことは、北条氏照が有力な戦国武将であったことの証でもあります。出土品は郷土資料館で展示しています。
③	八王子神社	未指定 （建造物）	延喜16年（916年）、妙行という僧が庵を立て、牛頭天王と8人の王子を祀り、八王子権現と称したと伝えられています。北条氏照がこの地に城を築いた際に、守護神として八王子権現を祀りました。山頂本丸付近の現在の社殿は江戸時代末期に建てられたものです。
④	滝山城跡	国史跡	北条氏照が八王子城を築城する前に居城としていた城。永禄12年（1569年）、武田信玄の大軍勢による侵攻を少数の兵力で防ぎましたが、その後の西方からの進軍に備え、より守備堅固な山城・八王子城を築きました。空堀や土塁などの遺構が状態よく残り、スマートフォンアプリ「AR 滝山城跡」により、城の歴史についてAR（拡張現実）を使って体感することができます。 （続日本100名城選定）

⑤	北条氏照および家臣墓	都旧跡	北条氏照百回忌を機に、氏照の家臣であった中山家範の子孫によって建てられた、氏照と家範らの供養塔が、周囲の 50 を超える石碑・石仏群とともに、竹林の中にひっそりと佇んでいます。
⑥	小仏関跡	国史跡	北条氏照が武蔵国と相模国境の要衝として小仏峠に高尾山の木材を利用し関所を築いたのが小仏関のはじまりです。その後関所は峠の麓に移され、北条氏滅亡後は、徳川家康によって、甲州との国境として厳重に警固されました。旧甲州街道沿いには古民家が点在し、峠道は古道の面影を残しています。
⑦	高尾山	未指定 (名勝地)	いにしえより修験道の霊山として崇められ、北条氏照は、竹木伐採を禁止するなど、高尾山を信仰するとともに守ってきました。徳川幕府も引き続き保護したことなどにより、豊かな自然が残されています。山麓には「高尾 599 ミュージアム」があり、高尾山の歴史や自然を学ぶことができます。また、薬王院の年中行事などでは、木遣や獅子舞、八王子車人形、八王子芸妓など桑都文化に触れることができます。
⑧	高尾山薬王院文書 (北条氏照発給文書)	都有形 (古文書)	薬王院には、中世の頃からの文書が多く残されています。北条氏照が発給した文書には、山内の竹木・下草の伐採を禁じた制札や境内での押買狼藉を禁じた制札、寺領の寄進状などがあり、氏照が高尾山を篤く保護したことがわかります。
⑨	高尾山薬王院の文化財	都有形 (建造物 ・彫刻)	薬王院は、天平 16 年 (744 年) 行基菩薩によって開山されたといわれ、薬王院飯縄権現堂をはじめ、境内の 4 つの建造物と 2 体の仏像が東京都の有形文化財に指定されています。境内には鳥居が建ち、神仏習合の名残を強くとどめています。
⑩	高尾山のスギ	都天然記念物 市天然記念物	高尾山には樹齢 700 年といわれるスギの巨樹が存在し、スギ並木は参道の景観を一層引きたてています。スギにまつわる様々な伝説も残されています。江戸時代末期に幕府の代官江川太郎左衛門が植えた人工林も残されています。

⑪	御前立御本尊 飯縄大権現像	未指定 (彫刻)	神仏習合の名残をとどめる薬王院には、本社と本堂に、それぞれ御本尊の「飯縄大権現」が奉祀されています。 飯縄大権現は、北条氏のみならず武田信玄や上杉謙信などの戦国武将からも厚く信仰されました。
⑫	高尾山薬王院浄心門	未指定 (建造物)	薬王院参道の入り口に建つ門は、仏教寺院でありながら神社の鳥居の形を成しています。 門には「霊気満山」の扁額が掲げられ、ここから先が聖域であることを示しています。
⑬	養蚕守護札	未指定 (風俗慣習)	薬王院は、蚕を鼠から守る札を頒布し、養蚕農家からの信仰を集めました。 千人同心組頭の植田孟縉が文政6年(1823年)に編さんした地誌『武蔵名勝図会』にも「鼠口留秘符」という護札に関する記述が残されています。
⑭	杉苗奉納石碑	未指定 (民俗資料)	古来、人々が諸願成就の返礼として行ってきた杉苗奉納は、人と山とが持続的に関わり、山を大切にしてきた証であり、高尾山信仰の大きな特色です。山内のいたるところに石碑が建ち、参道の杉苗奉納板とともに薬王院の信仰圏の広がりを物語っています。
⑮	火渡り祭	未指定 (風俗慣習)	薬王院が執り行う大規模な護摩法要で、「護摩木」という木札を焚いてその上を素足で渡り、除災開運を願う行事です。 毎年3月に開催され、修験者に続いて、一般の人も火渡りを体験することができます。
⑯	水行道場	未指定 (風俗慣習)	山岳信仰に由来する滝への崇拜と結びついたのが「滝行」です。蛇滝と琵琶滝は、薬王院の水行道場として使われています。現在も、修験者による滝行が行われ、年間を通じ、一般の人も修行することができます。
⑰	高尾山のムササビ	未指定 (動物)	江戸時代に編さんされた『武蔵名勝図会』には、高尾山のムササビが描かれており、昔から親しまれてきた高尾山を象徴する動物です。 観察会も開催され、日没後や日出前に薬王院周辺などで、巣穴から顔を出す様子や木々の間を滑空する姿を見ることができます。

⑱	桑都日記稿本	都有形 (古文書)	<p>千人同心組頭の塩野適齋が著した、天正 10 年 (1582 年) から文政 7 年 (1824 年) に至る千人同心の歴史を記述した書物で、当時の地形、気候、文化、産業の歴史などを知るうえで貴重な史料です。</p> <p>八王子が桑都と呼ばれた由縁や、北条氏照が城下の景勝地の情景を詠んだと伝えられる「八王子八景」などが記述されています。</p> <p>【八王子八景】 八王子城の秋月 (八王子城跡 (国史跡)) 桑都の晴嵐 (八王子郷) 高尾の翠靄 (高尾山) 山田の落雁 (広園寺 (都有形 (建造物))) 水崎の夜雨 (龍泉寺) 浅川の帰釣 (浅川) 十里の暮雪 (廿里古戦場 (市旧跡)) 大戸の晩鐘 (大戸観音堂)</p>
⑲	多摩織	未指定 (工芸技術)	<p>八王子織物の起源は、滝山城下で取引された頃といわれ、400 年以上の歴史の中で改良・工夫されてきました。八王子を中心とした地域で織られた伝統織物は、「多摩織」として、昭和 55 年 (1980 年) に国の伝統的工芸品に指定されました。</p> <p>八王子繊維貿易館では、展示・販売や、手織り体験のイベントを行っています。</p>
⑳	絹の道 (浜街道)	市史跡	<p>安政 6 年 (1859 年) の横浜開港により、八王子に集められた輸出用の生糸は、浜街道を通り、横浜に運ばれました。欧米人が養蚕や絹産業の視察に八王子を訪れ、観光を目的に高尾山の登山も楽しみました。</p> <p>往時の景観をよく残しているこの道は、後に「絹の道」と呼ばれ、「歴史の道百選 (浜街道-鑑水峠越)」に選定されています。</p>
㉑	八木下要右衛門屋敷跡 (絹の道資料館)	未指定 (史跡)	<p>絹の道のある鑑水の生糸商人は、生糸取引により財を築きました。その一人、八木下要右衛門は見事な石垣のある屋敷を築き、「石垣大尽」とも呼ばれました。</p> <p>敷地内の書院は、別名「異人館」と呼ばれ、八王子を訪れた外国人をもてなす場所でした。現在は、屋敷跡に「絹の道資料館」が建てられ、絹の道や養蚕・製糸に関する資料が展示されています。</p>

②②	小泉家屋敷	都有形民俗 (民俗資料)	絹の道近くに今も残る、かつて養蚕農家だった古民家です。現在の母屋は明治11年(1878年)に再建されたもので、茅葺き入母屋造りで、多摩地域に旧来からみられる典型的な民家建築の様式です。周辺の田園風景とともに、横浜港開港後に絹の道を通った欧米人が目にした景観が、今も残されています。
②③	八王子の獅子舞	市無形民俗 (郷土芸能)	北条氏照から獅子頭を拝領して始まったと伝えられる「狭間の獅子舞」をはじめ、市内には9つの三匹獅子舞があります。五穀豊穡や悪霊退散を祈願し、各地域の寺社の祭礼や高尾山薬王院の春季大祭で舞が奉納されます。
②④	木遣	市無形民俗 (郷土芸能)	八王子に伝承されている木遣は、江戸木遣の流れを汲み、元治元年(1864年)に江戸の木遣師が伝授したといわれています。保存会の八王子消防記念会は、天保年間に八王子の鳶職が継承した高尾山薬王院への講詣りを引き継ぎ、春季大祭で、木遣唄やはしご乗りを奉納しています。
②⑤	八王子車人形 および 説経浄瑠璃	八王子車人形 国重要無形民俗 (民俗芸能) 説経浄瑠璃 都無形 (芸能)	八王子車人形は、江戸時代末に考案され、一人の人形遣いがロクロ車に腰かけて一体の人形を繰り演じるのが特徴です。養蚕や織物で発展した八王子の農村部の娯楽として人気を博し、機業家などが熱心に後援しました。高尾山薬王院の節分会追儺式にも参加し、桑都の伝統芸能の魅力を伝えています。中世から伝わる語り芸能の説経浄瑠璃は、江戸時代中期に三味線芸能として完成され、八王子では人形芝居などと一緒に興行されるようになりました。
②⑥	上の祭り・下の祭り (八王子まつり)	未指定 (風俗慣習)	多賀神社の「上の祭り」と八幡八雲神社の「下の祭り」の宮神輿渡御と氏子町内による山車巡行は、江戸時代から継承されています。両神社による神事と町人文化、鳶職による木遣、江戸を流派とする祭囃子や芸妓文化が融合した今日の祭りの形態は、桑都と称され絹産業で繁栄したまちの歴史を物語っています。現在では、両祭りを統合し「八王子まつり」として桑都の伝統文化を代表するものとなっており、往時のまつりの熱気を体感することができます。

⑳	上の祭り・下の祭りの 神輿・山車	神輿 2 (1) 基 山車 19 (12) 台 山車人形 8 (5) 体 有形文化財 (工芸品) ※ () は そのうち 市指定の数	多賀神社と八幡八雲神社の祭礼における神輿渡御は江戸時代中期から継承されています。江戸時代後期には絹織物業による経済基盤を背景に両神社の氏子町内は競い合うように絢爛豪華な山車を建造しました。地元の宮大工の建築技術に江戸の山車人形を移入し、八王子独自の山車文化を築きました。町民の山車建造の熱意は現在にも引き継がれ、「関東屈指の山車まつり」として広く知られるようになり、建造時代の変革とともに3つの型式による19台の八王子型山車の曳きまわしを見ることが出来ます。
㉑	八王子芸妓	未指定 (芸能)	織物のまちとして繁栄した八王子には、花街が置かれ、全国から商人が織物を買付けに訪れ、桑都の商人たちは料亭で客人をもてなしました。戦前には観光地としての高尾山ももてなしの場となりました。薬王院の秋季大祭では、「舞扇供養」が行われ、芸妓衆の薬王院への深い信仰を知ることができます。芸妓衆は、桑都の歴史を唄や踊りを通じて連綿と伝えています。八王子まつりをはじめ市内の様々な行事でも芸妓衆の舞踊を見ることができます。
㉒	桑都の銘酒	未指定 (生活文化)	桑都の山々を源流とし、多くの河川と豊かな伏流水に恵まれ、北条氏照の家臣の子孫が200年以上前に酒造りを始めたと伝わるなど、八王子は古くから酒造りが盛んでした。薬王院の御神酒でもある「高尾山」をはじめ、「桑乃都」「八王子城」「氏照」「高尾の天狗」など郷土ゆかりの銘柄が付けられた日本酒は、桑都の人々に愛され続けられています。
㉓	諏訪神社（鑑水）の 文化財	市有形 (建造物) 未指定 (歴史資料)	八木下要右衛門ら鑑水商人の名が刻まれた石造物や、鑑水商人が寄進した緻密で絢爛豪華な彫刻や組物が施された社殿などを、絹の道や八木下要右衛門屋敷跡（絹の道資料館）と併せて見て歩くことで、桑都・八王子の発展の一翼を担った鑑水商人が繁栄した様子を実感することができます。

5 文化財関連施設入館者数

桑都日本遺産センター 八王子博物館

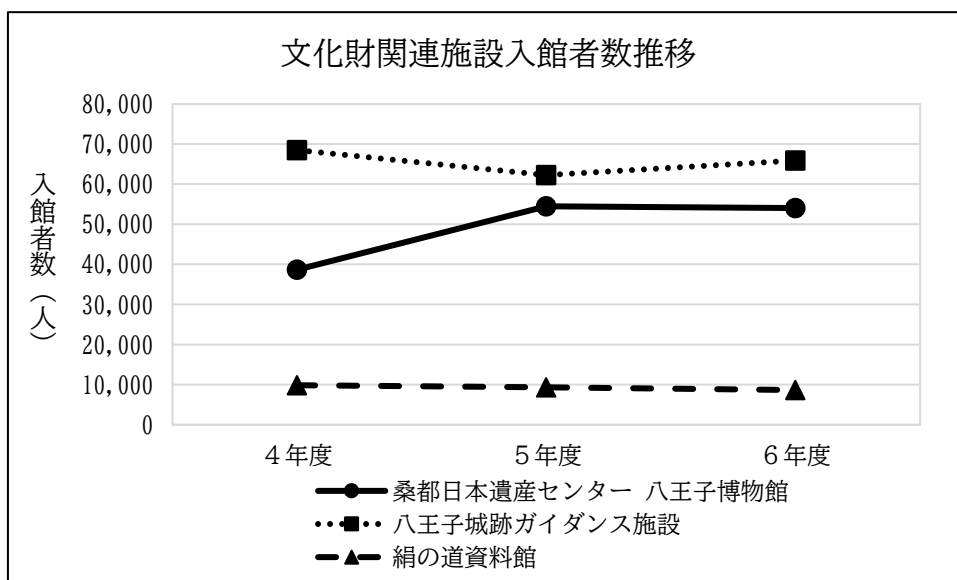
区分	4年度	5年度	6年度
入館者数（人）	38,696	54,477	54,029
開館日数（日）	350	351	349

国史跡八王子城跡ガイド施設

区分	4年度	5年度	6年度
入館者数（人）	68,492	62,273	65,886
開館日数（日）	359	360	359

絹の道資料館

区分	4年度	5年度	6年度
入館者数（人）	9,865	9,341	8,682
開館日数（日）	308	307	306



八王子市文化財年報 第18号
令和6年度（2024年度）

令和8年（2026年）3月

発行：八王子市教育委員会

編集：八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 文化財課

八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL：042-620-7265 FAX：042-626-8554

表紙イラスト：桑嶋 りこ